はじめに

私は、1997年1月より2004年5月まで財団法人日本ユニセフ協会広報室長として子どもの権利に関するアドボカシー(政策提言)活動に携わった。その間、1999年頃から子どもの人身売買問題にも取り組んだ。

私が最初に子どもの人身売買問題について知ったのは、世界中のユニセフ国内委員会の 広報担当者が集まった、1999 年秋のアビジャン(西アフリカ、コートジボアールの首都) での会合でのことだった。この会合の中で、西アフリカ・中央アフリカのユニセフ地域事 務所の職員が、西アフリカにおける子どもの人身売買に関する報告を行なった。

西アフリカ諸国の首都には他の途上国と同様に小さな小間物屋やお土産品屋がたくさんあり、子どもたちが沢山働いている。そういう子どもたちが、隣国から売られてきているとは、最初は誰も考えなかったそうである。しかし、ユニセフの職員の報告によると、1990年中頃から西アフリカ地域に子どもの人身売買が広がっているという噂が流れ始めたそうである。それでも、同事務所が1998年にベニン共和国で開催したワークショップで「西アフリカにおいて、子どもの人身売買が行われている」と発表したとき、各国政府や報道関係者は人身売買が実在していることに半信半疑であったという。

アビジャンでの会合を契機に、子どもの人身売買問題に関心を持った私は、その後、2001年 12 月に横浜で開催された「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」と同会議に先駆けて世界各地で開催された地域会合において、(子どもの商業的性的搾取問題の中でも)子どもの人身売買と子どもサイバーポルノ問題が最も深刻な課題として取り上げられていることを知り、人身売買問題への関心をさらに深めた。

一方、当時の日本政府の公式的立場は、日本には不法在留外国人はいるが人身売買被害者はいないというもので、そもそも日本国内に子どもの人身売買が存在していることすら認められてはいなかった。当時、人身売買問題を担当していた某省庁の担当者は、「日本のNGO関係者は、日本国内にも人身売買は存在するとよく言いますが、それなら、その被害者を連れて来てもらえませんか」と私に語ったことがあった。念のために書いておくと、この担当者は人身売買問題については大変理解が深く、NGOに対しても終始協力的な方であった。

2002 年に入り、子どもの人身売買問題はユニセフの世界でも真剣に取り上げられるようになり、いくつかのユニセフ国内委員会は子どもの人身売買をテーマとするキャンペーンを企画・実行するようになった。イタリアのフローレンスにあるユニセフの研究所であるイノセンティ・センターも、子どもの人身売買をテーマとする調査を実施するようになった。

日本においても、人身売買問題の取り組みにおける大きなブレイクスルーが起こった。 そのきっかけが 2003 年初めにアジア財団と ILO 東京事務所が共同で開催した人身売買 に関する国際シンポジウムである。このシンポジウムでは、外国籍の人身売買被害者が姿 を現して自らの体験を公の場面で語った。日本国内にも人身売買は存在するということが、 明らかとなったのである。

同シンポジウムに参加したタイ国のカシット・ピロム在日大使(当時)の発言も大きなインパクトを与えた。

同大使は、参加者に向けて「あなたたちは、新宿の歌舞伎町で日本人の男性に殴られている外国人女性を見たとき、その女性が人身売買の犠牲者だと思いますか」と問いかけをされた。

大使は、「誰も、そうは思わないでしょう。いかがわしい仕事をしている女性が、何かのトラブルに巻き込まれているのだろう、としか、思わないでしょう」と続けられた。

同じ現象が、観る側の価値観によって、全く異なったものとして捉えられることがある という大使の指摘は、当時の日本社会が異質な他者に対して如何に無関心であったかをシ ンポジウムの参加者に気付かせたのである。

米国の哲学者であるリチャード・ローティは、人権侵害者は多くの場合、被害者を人間以下の存在と見ているがゆえに、自分たちが人権侵害を行なっているという自覚がないという事実を指摘している¹。

小熊英二も「(日本社会では異質な他者に対する)明確な排除も、権利の平等を伴うような同化も行なわれなかった点では、戦前と戦後は通底している。相手が無視できるほど少数の場合は面倒ごととして関係をさけ、無視できないほど多数になると包摂しようとしたにすぎない」と述べている²。

異質な他者に対する無関心、無視は、その社会が外部に対して開かれていない証左である。

人身売買問題に対する日本社会の対応は、日本の「内なる国際化」のバロメーターであるようにわたしには思われた。

このシンポジウムが一つの導線となって、この年の 10 月に人身売買禁止ネットワーク (Japan Network Against Trafficking in Persons: JNATIP) が結成された。

明けて 2004 年、6 月 14 日に発表された米国国務省の『2004 年度人身売買報告書』において、日本は先進国では唯一、「政府が最低限の基準を満たす適切な措置を取っておらず、深刻な数の被害が報告される国」として三段階評価の二番目の中の下位の(上から 3 番目の)カテゴリーである「要監視国(watch list)」に分類された。それまで、三段階評価の二番目(Tier 2)にランク付けされていた日本にとっては、実質的な降格であった。

このショック療法が功を奏して、日本政府は、その後、刑法・児童福祉法・入国管理法 の改正、政府行動計画の策定など、様々な施策を矢継ぎ早に進めるようになった。

同年 5 月に日本ユニセフ協会を退職して、フリーの身となった私も人身売買禁止ネット

ワークのメンバーとして、この問題に永年取り組んできた専門家、NGO 関係者とともにロビー活動に携わった。JNATIP は、人身売買問題を加害者処罰の観点からのみ捉えがちな政府サイドに対して、人身売買問題は人権問題であること及び被害者保護の施策の重要性を訴えた。

この活動を通じて、私は、人身売買被害者の実態、人身売買問題を巡る国内外の法的、 制度的問題を幅広く学ぶ機会を得た。

それまで、子どもの権利の視点しか持たなかった自分が、より広い視野から人身売買問題、そして人権について考えられるようになったのは、JNATIP での活動のお陰である。何よりも、現場での実践活動を踏まえた JNATIP のメンバーの話は机上の空論に流れ勝ちな自分にとっては、常に頼りにできる羅針盤のようなものであった。

こうして、人身売買問題に取り組む中で、実際に人身売買被害者の心の声を聴いてみたいと考えるようになり、その年の冬に財団法人アジア女性交流・研究フォーラムで募集していた客員研究員に応募したのである。

この報告書に記載された調査は、以上のような経緯で始まったものである。

当初、私は日本において人身売買の被害に遭った東アジア諸国の女性の対日観を解明しようと考えていた。人身売買被害者の目を通じて、異質な他者に対して閉ざされた日本社会の輪郭を浮かび上がらせることが出来るのではないかと考えたのである。

しかし、この当初の目論見はフィリピンのリサーチにおいてその一端を実現することが 出来たが、カンボジアの調査(2006年8月)では、日本人を加害者とする人身売買被 害者(カンボジア人)を特定することが出来ず、実現出来なかった。

一方、人身売買被害者などの精神的に深い傷を負った人々の心の声を、それらの人々の心を不必要に傷つけることなく聴き取るリサーチ手法の開発という面ではかなりの進展があった。JNATIP では、人身売買被害者の支援に役立たない、自分の学術研究だけを目的とする人身売買被害者に対する聞き取り調査をやってはいけないという不文律がある。人身売買被害者の精神的回復にも資する、そして学術的な意味での信頼性も確保できる調査方法の開発は、その意味では、JNATIP のメンバーであったお陰で取り組めたという面もある。

いずれにせよ、人身売買被害者の対日観を解明するという課題への本格的な取組は、本研究を通じて開発した「表現アートセラピーを応用したリサーチ手法」にとっての将来的な課題とすることとしたい。

ただ、本研究を通じて知り合ったフィリピンの NGO スタッフで、エンターテイナーとして来日経験がある女性が、「貴女にかつて起こったことを、今、貴女はどう考えていますか」という私の質問に対して、「私も日本の男性も、日本という環境の犠牲者だったのだと考えるようになりました」と回答したことだけは記しておきたいと思う。

なお、この報告書は、そもそも社会調査などそれまで一度も行なったことのない私が、 研究者として初めて社会調査というものに取り組んだ懐かしい記録でもある。

長年社会調査に携わってきた専門家や人身売買問題に取り組んできた関係者の目からすると、様々な不備、考慮の至らぬ点等が散見されるものと思われるが、忌憚のない批判、助言をいただいて、今後の研究活動に生かしていきたいと考えている。

【注】

¹ リチャード・ローティ、中島吉弘・松田まゆみ訳「人権、理性、感情」『人権について (みすず書房、1998年)。

² 小熊英二『単一民族神話の起源』(新曜社、2001年)。

1.研究課題の設定

1-1.人身売買の現状

『人間の安全保障委員会報告書』(以下、『報告書』)によると、20世紀末には世界人口の3%にあたるおよそ1億7500万人が国境を超えて移動しており、その数は1975年の2倍に達したと言われている。そのうち世界の非合法移民は1500万から3000万、その半数以上は密入国を業とする仲介者の手を借りたか、もしくは人身取引を行う犯罪者によって移動を強いられた者であると推定されている1。

人身売買は、今や非合法な移住者の密輸、麻薬や武器の密売と並ぶ国際組織犯罪と考えられるようになっており、国際組織犯罪防止条約の三つの議定書の一つは人身売買を対象としている。この「人身取引に関する議定書」3条²によると、人身取引は、以下のように定義されている。(下線は筆者によるもの)

(a) <u>搾取の目的で</u>、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれらの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の<u>手段を用いて</u>、人を<u>採用</u>し、<u>運</u>搬し、移送し、蔵匿し又は収受することをいう。

搾取には、少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の<u>性的搾取、強制的な労働</u>若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類する行為、隷属又は<u>臓器</u>摘出を含める。

- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取についての同意をしているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で<u>児童</u>を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

すなわち、性的搾取、強制労働、臓器摘出などの「搾取」を目的として、脅迫や詐欺、 欺もうなどの「不法な手段」で、人を「取引」する一連の行為が「人身売買」なのである。 特に子どもの場合には、本人の同意の有無に関わらず、「不法な手段」が用いられなくても、 議定書に定める「搾取」を目的とする人の取引は「人身売買」とみなされる³。

現在、世界では年間 70 万人から 400 万人の人が人身売買の犠牲になっており、そのうち 18 才未満の子どもは 120 万人に及ぶと言われている 4 。 ちなみに、16 世紀から 19 世紀にかけての 300 年間に、新大陸に奴隷として売られて行ったアフリカ人の数が 1200 万人であったのに対して、過去 30 年間にアジア太平洋地域で商業的性的搾取を目的として売買された子どもと女性の数は 3000 万人を超えると言われている 5 。

近年、世界的規模で人身売買が深刻化しているのは、グローバル化による世界的な経済格差の拡大が、途上国から先進国への移住による「貧困脱出大競争」。を激化させているためである。さらに、グローバルな競争下で途上国政府が海外からの投資を誘引するために

国内投資環境の整備を強いられ、社会サーヴィス等の供給能力が低下した結果、国家による安全保障が及ばない人々が急増した。これらの人々がインフォーマルな「安全共同体」⁷ に依存するようになり、国際組織犯罪による人身売買の対象とされるようになったのである。

つまり、現代の人身売買は、グルーバル化による世界的な経済格差が生み出した、きわめて現代的な問題であると言える。

したがって、現代の人身売買問題を考えるためには、経済格差が生み出した構造的不平等の実態を客観的に把握すると同時に、そのような不平等な環境が個々の人間にどのような影響を与えるのかを、個人の主観的認識を踏まえて理解するという 2 つの作業が必要である。

1 - 2 . 課題の設定

人身売買被害者の客観的な経験と本人の主観的認識という問題は人身売買被害者の認定 という場においてもっとも鋭い形で顕在化する。

人身売買被害者と認定されれば、仮にそれまで不法滞在者であったとしても特別在留許可を得て、合法的に帰国することが可能となり、それなりの保護を得ることが出来る。一方、被害者と認定されなければ、不法滞在者として強制退去処分の対象となる。したがって、ある個人が人身売買被害者として認定されるかどうか、その後の人生を左右するほど大きなインパクトをその個人に与える。その意味で、被害者認定は人身売買問題に取り組む上で最も重要な課題であると言える。

一方、人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)による調査®、国際労働機関(ILO)東京事務所による調査®等を通じて明らかになったように、「典型的な人身売買の被害者」というものは、きわめて例外的にしか存在しない。もちろん、このことは来日した外国人女性の大半が、日本の性産業において、適切な対価を得て、深刻な搾取を受けることなく働いているということを意味しているわけではない。問題は、JNATIPによる聞き取り調査からも明らかになったように本人は「自分の意志で働きにきた」と思っており、「売られた」「だまされた」と認識したのちも「お金を稼がなくては帰国できない」と考えるため、「家族に送金できれば、だいたいのことはがまん」しているという人々をどのように考えるかということである。

この個人の状況認識と客観的な状況判断の関係をどのように考えるかについては2つの 立場がある。

第一が途上国と先進国の間の経済格差に基づく構造的に不平等な力関係の下での途上国から先進国へのセックスワーカーとしての出稼ぎは、本人が自発的に選択した場合でも、 搾取として考えられるべきであるとする客観主義的な立場がある。

第二が、本人の自己決定権を尊重して、本人の認識を重要な判断基準とする主観主義的

な立場である。

第一の見方は、深刻な人権侵害に遭っているケースを客観的に特定し、本人の意思にかかわらず救出することが可能になるというメリットがある。いわゆる、本人が自発的に選択したと考える行為自体が実は構造的暴力の下で無意識に強制されたものである場合、この客観主義的アプローチは有効性を持つ。

第二の見方は、「人身売買」と「密入出国」を区別する上で重要である。しかし、本人の同意があった場合でも、その後、強制力や暴力による搾取があれば、密入国者が人身売買の被害者へ転化する可能性は常に存在している。さらに、本人の同意の前に十分な情報が提供されていたのか否かという問題がある。日本における仕事がセックスワーカーであったことを知っていた女性も、数百万円の架空の借金を背負わされるということは来日するまでは知らされていないケースが多いということは、本人の同意に基づく自己責任論の前提条件が満たされていないことを示している。また、第二の見方は、完全に人身売買の要件を満たさないような状況下でも当事者に対する搾取や虐待は存在することを明らかにする上では有効である。

しかし、さらに考えてみると、以上の2つの立場は、実は相互に完全に対立するものではない。

潜在的な被害者の経験は警察ないし入管による調書の形を取った場合でも、カウンセラーに対する語りという形をとった場合でも、「物語られた」ものであるという意味で、すべての出来事を正確に再現したものではなく、多くの出来事を意識的、無意識的に排除した結果成立したものである10。一方、上野千鶴子が指摘するように、弱者の立場におかれた人間、すなわち被調査者は強者としての聞き手、調査者の聞きたい物語を語る傾向がある11。したがって、どれほど客観的な体裁をもった調書であっても、「支配する側の物語」によって「支配される側の物語」が抹殺、消去された結果成立した「物語」であるという可能性を有している12。

したがって、潜在的な人身売買被害者に対する取調においても、取り調べられる側の人間が精神的に安心して、自分の体験を語りうる条件を整備することは不可欠であろう。

その意味で、被調査者が自分の体験を「安心して、自信をもって、自由に」語ることが 出来る調査方法は、第二の立場に立ちつつ、第一の立場に基づく客観性を目指す調査を補 強する役割を果たすものと考えられる。

本研究の課題は、そのような調査方法を開発することによって、人身売買被害者の主観的体験を聞き取ることであった。

【注】

¹ 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』(朝日新聞、2003年) 81 82頁。

- ² 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(政府訳)、外務省HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei 1.html。[July 30, 2004]。なお、trafficking in personsについては、「人身取引」「人身売買」という二つの和訳があるが、本論文では本議定書については政府訳「人身取引」を使用するが、それ以外に箇所では「人身売買」を用いることとした。また、政府訳の中でのみ「児童」を使用し、その他の箇所では「子ども」を用いている。
- ³子どもの人身売買の詳細について、拙稿「子どもの人身売買とユニセフの取り組み」『社 会福祉研究』第86号(財団法人鉄道弘済会社会福祉部、2002年)を参照。
- ⁴ International Labor Office(ILO) (2002), Child trafficking and action to eliminate it.
- 5 外務省『児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム (2003 年 2 月 20 日、21 日開催)報告書』(外務省、2004 年)におけるクル・ガウタムUNICEF事務局次長の開会挨拶、6 7 頁。
- 6 武者小路公秀『人間安全保障論序説』(国際書院、2004年) 73頁。
- 7 「安全共同体 (security community)」とは、構成員の安全を保障する集団単位であり、近代においては「国家」が軍事力と警察力を独占する唯一の「安全共同体」であると考えられていたが、近年はEU等の超国家安全共同体や、武力を持つエスニック集団、血縁・地縁集団などのインフォーマルな安全共同体が出現している。武者小路公秀『人間安全保障論序説』、103 181 頁。
- 8 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) お茶ノ水女子大学 21 世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(2005年3月31日)『「日本における人身売買の被害に関する調査研究」報告書』
- 9 ILO駐日事務所(2004年12月)『日本における性的搾取を目的とした人身取引("Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan"第1章~第3章抄訳)』
- 10 鹿島徹「物語り論的歴史理解の可能性のために」『思想』No.954、2003 年第 10 号(2003 年 10 月) 12 13 頁。
- 11 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、2003年)、175頁。
- 12 大越愛子「「歴史主体論争」を超える ジェンダー化した思想戦」安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編『戦争責任と「われわれ」』 「「歴史主体」論争」をめぐって』(ナカニシヤ出版、1999年)。

2. 方法論:表現アートセラピーを応用したリサーチ手法

2-1.リサーチ手法開発の経緯

日本国内において人身売買の被害に遭った外国人女性へのインタビューを実施しようと考えて準備を開始した私は、直ちに(加害者であることが多い)日本人男性の一人であるわたしが単独で、被害者に対してアクセスすることがきわめて困難であることを思い知らされた。

さらに、海外において元人身売買被害者に対してインタビュー調査を実施したケースを 調べてみても、なかなか被害者の本音を聞き出すのは難しいということが分った。

行き詰まってしまった私に対して、貴重なヒントを与えてくれたのが、学生 NGO「てのひら~人身売買に立ち向かう会」の代表を務める百瀬圭吾君である。2004 年秋頃から JNATIP の活動に参加した百瀬君たちは人身売買問題に取り組むべく、2005 年初めに NGO を立ち上げ、都内のシェルターに滞在する人身売買被害者への支援活動を開始していた。

しかし、学生であっても男性が被害者女性と直接関わることは禁じられていたため、百瀬君を含む男子学生メンバーは被害者の子ども達の遊び相手を務めるという形で、支援活動に携わっていたと言う。ある日、百瀬君がその経験を私に話してくれたのである。

「小さな子どもの何気ない仕草、表情から母親が辿った経験が透けて見えることがあって、心が切なくなることがあるんです。」

この百瀬君の言葉が、表現アートセラピーを応用したリサーチ手法のきっかけとなった のである。

子どもの心に残された母親の心象風景を何らかの形で外部化することが出来れば、母親に対して直接インタビューしなくても、母親が懐いた対日イメージを明らかにすることができるのではないか。

次の課題は、そのような心象風景の外部化を可能とする手法を見つけることであった。

その時閃いたのが、フィリピン教育演劇協会(Philippine Educational Theater Association: PETA) 1による、教育演劇の手法を活用した参加型ワークショップである。

フィリピン教育演劇協会は、スモーキーマウンテンの子どもたち、ストリートチルドレン、レイプされた少女、戦争で親を目の前で殺された子ども、反政府軍に捕まり兵士とされた子どもたちなどを対象に教育演劇手法を活用したワークショップを数多く行っており、子ども達の心理的ケアの観点から大きな成果を挙げてきた。また、演劇が心理療法に有効であることは既に様々な専門家によって明らかにされており、実際にサイコ・ドラマ、プレイバックシアタなどの心理劇の手法が開発され、実践されている。

したがって、子ども達の心にある対日イメージを PETA の教育演劇の手法によって明らかにすることは十分に可能であるように思われた。

しかし、当時は調査手段として演劇手法を活用しうるのか否かについてはまだ確信が持

てなかった。

そこで、フィリピン演劇教育協会の創設者の一人で、教育演劇の第一人者でもあるアーニー・クロマ氏が 2005 年 8 月上旬に来日した際² に、私の研究目的を説明した上で、教育演劇の手法による調査のためのワークショップが可能かどうか打診したところ、フィリピン教育演劇協会では、子どもを対象とした教育演劇を応用したリサーチワークショップを実施した経験があるとの回答を得た。

この回答を受けて、フィリピンの元エンターテイナーの子どもを対象とする教育演劇の 手法を活用したリサーチワークショップを試みることを決定、2005 年 12 月 10 日にマニラ 市内において実施した。

この結果、教育演劇を活用して被害者の心象風景を明らかにする調査手法自体の有効性は明らかになったように思えた。

特に、2006年2月にこのリサーチワークショップに参加した子どもの母親で、最も人身売買に近い経験を持つと判断された元エンターテイナーのフィリピン人女性に対して、本人と所属団体の合意の下で、私が単独でインタビュー調査を行なった結果、前年のリサーチワークショップで子ども達を通じて得られた情報に比べて、被害者本人に対する言語によるインタビューで得られる情報はきわめて限られており、一方で話し手には多大の心理的負担をかけることが分り、調査方法としてのアートセラピーを活用したリサーチワークショップの有効性に確信が持てるようになった。

この結果を踏まえて、同年 8 月にカンボジアにおいて人身売買被害者を対象とするリサーチワークショップを実施した。

その間、同年6月11日の日本平和学会春季学術大会非暴力分科会で、前回のマニラでのワークショップについて報告する機会を与えられ、松本孚相模女子大学教授を含む参加者からアドバイスをいただく機会を得た。特にワークショップの冒頭で参加者に対して、ワークショップの目的と主催者である自分の立場と方針、ワークショップの結果がどのように活用されるのかをきちんと参加者に説明することの重要性をご教示いただいたことは、カンボジアにおけるワークショップをスムーズに進める上でたいへん役立った。

また、同分科会で紹介いただいた臨床心理学に関する文献を読み進めたところ、演劇手法や絵画など様々なアートの手法を併用する「表現アートセラピー」という心理療法があること、また、カール・ロジャーズの創始した人間性心理学、フロイト・ユング等によって開発された精神分析などの諸学派によってアートセラピーの実践的、理論的研究が進められていることが分った。

この方面における私の研究はまだ緒についたばかりであるが、一般にアートセラピーは 絵画や造形、粘土、コラージュなど視覚アートを用いるものを指すことが多く、この狭義 の意味でのアートセラピーに加え、ダンス・ムーブメント・セラピー(体の動きによる表 現) ミュージック・セラピー(音楽やサウンド、声による表現) ライティング(詩や韻 文など文章による表現) ドラマセラピー(演技やパフォーマンスによる表現)など様々な 手法を連続的に使用するアートセラピーは「表現アートセラピー」を呼ばれている。

さらに、「表現的(Expressive)」という言葉は、現代カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーが近代社会における個人の特徴として挙げている「表現主義的個人主義(Expressive Individualism)」も含意し得るものとして適切な用語であるように思われた。テイラーによれば、近代社会における個人は、自らのアイデンティティを創り出す自由と責任を持っている一方、予め定められた価値観や枠組を強制されないために自らその枠組を作り出していかなければならない。この「枠組」作りと、その枠組の中での自分(アイデンティティ)作りは、具体的には他者との関係において、自らを伝えるという行為を通じてしか実現されない。このような行為は一般的にはコミュニケーションと呼ばれるが、テイラーはこれを端的に「表現(Expression)」と言っている。テイラーは、近代社会における個人の特質を「表現」にあると主張している。

現代の人身売買は、以上の意味での「表現」の自由の侵害であると言う事が出来ると私は考えており、したがって、「表現的(Expressive)」という言葉は、人身売買被害者が奪われた「表現」の自由を回復することを一つの目的とするこのリサーチ手法を表現するために最も適切な用語であると思われた。

また、実践的にも、私の目指すリサーチ手法は多様なアートセラピーを連続的に用いることを目指したものなので、このリサーチ手法を「表現アートセラピーを応用したリサーチ手法(Expressive arts applied research method)」と呼ぶこととした。

2-2.表現アートセラピーについて

表現アートセラピーとは前述の通り、狭義のアートセラピー(絵画や造形、粘土、コラージュなど視覚アートを用いるもの)のみだけでなく、ダンス・ムーブメント・セラピー(体の動きによる表現) ミュージック・セラピー(音楽やサウンド、声による表現) ライティング(詩や韻文など文章による表現) ドラマセラピー(演技やパフォーマンスによる表現)など、様々な芸術媒体での表現を用いる統合的な芸術療法である3。このセラピーの創始者の一人がパースン・センタード・アプローチで知られるカール・ロジャーズの娘のナタリー・ロジャーズである。

ナタリーの表現アートセラピーは「心理的に安全で、分析や批判をされない環境で、非言語的な表現媒体(視覚的アート、モーブメントやダンス、音楽やサウンド、声、ドラマ、ライティングなど)を用いて、自己の内面に触れ、それを表現するときに、言葉だけでは到達できにくい自己の内面の豊かさや、創造性、生命力に触れることができる」4という思想に基づいている。

カール・ロジャーズは、セラピストの3つの条件として、(1)受容(無条件の肯定的配

慮)(2)共感的理解、(3)純粋性ないし一致、を挙げたが、ナタリーの表現アートセラ ピーはこの考え方を継承している5。

上野千鶴子が指摘するように、「弱者の語りは、聞き手が語りを共有してくれるという安心感や信頼感のないところでは決して語られることがない」⁶。

したがって、ロジャーズ派の挙げるセラピストの3条件を満たす形で行われる表現アートセラピーでは、「弱者の語り」としてのライフストーリーが語られる可能性が高いように わたしには思われた。

表現アートセラピーは、また、子どもを対象とする遊戯療法⁷と共通するものがあり、多様なアートを連続的に用いることによって、単一のアートでは表現できない感情、経験を表現することを可能とするだけではなく、多様なアート様式が相互に作用することによってより深い自己洞察と表現を可能とすると言われている。2005 年 12 月にフィリピンにおいてフィリピン教育演劇協会およびDAWNの協力を得て実施したリサーチワークショップも、その意味では表現アートセラピーを応用したリサーチの一種であると言える⁸。

2-3.質的調査としての「表現アートセラピーを応用したリサーチ」

一般的に対人的・社会的調査は量的調査と質的調査に大別される。量的調査とは質問内容、質問方法を反復可能な形に定型化し、他の研究者がその調査研究を行っても、同じような結果が得られることを目指した調査方法であり、客観的、数量的手法であると言える。これに対して、質的調査は、ライフストーリー・インタビューにおいて典型的に現れるように、同一の聞き手と語り手であっても別の機会にインタビューを行うと異なった「語り」が得られたり、聞き手が異なると同一の語り手であっても新たな「語り」が得られるということが起き得る手法である。

桜井厚は、「(調査の)信頼性とは、他の研究者がその調査研究をおこなったとしても、同じような結果が得られる程度のこと」であり、「妥当性とは、その調査が「正しい」回答を生み出す程度、あるいは調査結果が研究の目的や期待に適っている程度」のことであると定義した上で、従来の量的調査法は調査手法を標準化し反復可能なものとすることを通じて調査の信頼性を高めれば、おのずと妥当性も高まると想定してきたとする。桜井は、このような信頼性の基準はライフストーリー・インタビューのような質的調査には適切な基準とはなりえないとして、それに代る基準として、「データ収集から分析にいたる基礎的な過程を明らかにする」、すなわち手続きの「透明性」をはかることを提案している。。

但し、質的調査法の中にもリアリズム・アプローチとナラティヴ・アプローチが存在する。桜井は前者を「解釈的客観主義アプローチ」、後者を「対話的構築主義アプローチ」と呼んでいる。

前者は、一人ひとりのライフストーリーが客観的現実の一局面を表象していることを前提として多数のライフストーリーを収集して帰納的推論を積み重ね、さらにライフストー

リー・インタビューを重ねて理論的モデルを修正することによって社会的現実を明らかに し得るという立場である。

この立場に立つ研究として今日注目されているのが、グラウンデッド・セオリー・アプローチである。グラウンデッド・セオリー・アプローチ(GTA)は 60 年代に米国社会学会で開発・発展した質的調査法の一つである。木下康仁によれば、GTAとは「データに密着した分析から独自の理論を生成する質的調査法」であり、分析において (コーディング方法としての)オープン・コーディングと (軸足・)選択的コーディング、 基軸となる継続的比較分析、 理論的サンプリング、 (分析の終了を判断する基準としての)理論的飽和化の5つを不可欠の条件とする10。コーディングとはデータを一定の方法でシステマティックに分類しながらまとめていく作業のことであり、理論的飽和化とは継続的比較分析により分析を進めていったときにデータから新たに重要な概念が生成されなくなり、理論的サンプリングから新たにデータを収集して確認すべき問題点がなくなった状態のことである11。一般に、GTAは限定的な範囲における人間の直接的なやりとり、人間行動の説明と予測に有効な手法であるとであると考えられている。

一方、後者のナラティヴ・アプローチとは、聞き手と語り手の共同作業としてライフルトーリーを捉え、新たな「語り」が創出されることに意味を認める立場である。つまり、ライフストーリーには語り手によってある出来事が特定の筋に沿って構成される「物語世界」以外に、メタコミュニケーションの次元での聞き手の語り手の社会関係を表すストーリー領域があることを自覚的に意識する立場である。

ここで、人身売買被害者に対して表現アートセラピーを応用したリサーチ手法を適用しようと考えた経緯を振り返ってみると、警察ないし入管による聴取が解釈的客観主義アプローチの特徴を有するものであるのに対して、表現アートセラピーを応用したリサーチは、人身売買被害者が自らの体験をどのようなものとして感じ取ったかに理解することを目的とするものであり、その意味で後者の対話的構築主義アプローチに近いものと位置づけることが出来ると思われる。

2 - 4 . 非言語的手段による調査としての「表現アートセラピーを応用したリサーチ」

質的調査法でも言語によるインタビューは論理的かつ厳密に記述されていれば、調書を 読んだ人間には誰でもほぼ正確に理解されるという意味でより客観性を有しているように 思われるのに対して、絵画やドラマなどの非言語的手段を通じた「語り」には主観的解釈 の入り込む余地がよい高いように思われる。

ここでは、言語によって表現されたデータと非言語的手段によって表現されたデータの 違いについて考えてみることにしたい。

現代カナダの思想家であるチャールズ・テイラーは、20 世紀前半の言語論的転回を経た 現代の言語観を表現主義的言語理論と特徴づけ、「言語とは何かについて何かを表現するた めに使用される全てを表すから、散文、詩、音楽、絵画、舞踏は全て言語に含まれる」と主張している。つまり、今日、言語とその他の表現手段を分ける原理的根拠は既に失われているのである¹²。また、北沢方邦も人間は記号によってものを考える動物であり、自然言語としての言語記号は抽象的な思考にも使用されるが、その大半は意識的であれ無意識的であれ、具体的なイメージや情感をともなうものであると指摘し、今日の世界における意識的行為としての思考とその成果である「書かれたもの(エクリチュール)」のみを高く評価する傾向は近代西欧社会において成立した二元論的思考によるものと批判している。

但し、近代合理主義の始祖とされるデカルトが合理的理性に基づく思考の主体のみを「コギト」と考えていたかどうかは必ずしも明らかではない¹³。また、フロイトも後期の論文において、厳密な熟慮や倫理的判断のような高度な知的作業が前意識的に行われることがあることは認めており、近代西欧の二元論的思考というものが理性と感情、身体と心、意識と無意識を対立するものとみなしたと一般化することには慎重であるべきであろう¹⁴。

いずれにせよ、言語表現のみを他のコミュニケーション手段よりも高度なもの、優れた ものと考えるべき理論的根拠はないことは明らかとなったと考える。

したがって、ここで問題となるのは、非言語的表現が書き言葉を中心とする言語的表現 に対して持つ優位性ないし特徴である。

例えば、小野京子は「非言語的表現は、言語以上の情報を伝達」し、「同じ言語であっても、「詩や物語」のような文学的な言葉は、普段使う直線的、直接的な言葉と異なり、心の中の豊かなイメージやシンボルを伝える」ことが出来ると指摘している¹⁵。

また、アートは創作者だけでなく、その作品を観る者、触れた者の心をも動かす¹⁶。このことは、アートによる表現が間主観的な普遍性を持っていることを意味している。これに関連して、アートの言語とされるシンボルやイメージは言語表現では到達することが出来ない無意識の世界の言語であるとする理解はアートセラピストの世界では広く共有されているようである。また、特定の感情、例えば怒りを表現した絵画には個人による表現上の多様性を超えた一般性、普遍性が見られることも事実である¹⁷。

そして、何よりも重要な点は、心理的に安全で分析や批判をされない環境で、異なった非言語的表現媒体(視覚的アート、モーブメントやダンス、音楽やサウンド、声、ドラマ、ライティングなど)を連続的に用いることによって、言葉だけでは到達できにくい自己の内面の豊かさや、創造性、生命力に触れることができるという表現アートセラピーの特性である18。

さらに、表現アートセラピーは語り手の精神状態に応じて、グループでも、セラピストと対面でも、あるいは単独でも実施できるという特徴を持っている。

【注】

¹PETA(フィリピン教育演劇協会)は,1967年にフィリピンにおいて創立された民間の演劇団体。これまでに300以上のオリジナル作品を創作しフィリピン語での上演活動を行うと同時に、子供・学生・教師・女性・農民・NGO等を対象として劇作りのワークショップを行っている。

² わたしが企画、実施したサマーワークショップ in NAGASAKIのファシリテーターを務めるため。同ワークショップの詳細については、以下を参照。

http://fwge1820.exblog.jp/i16 (2005年12月19日)。

- 3 小野京子「ナタリー・ロジャーズの表現療法」村山正治編集『ロジャーズ学派の現在』(至文堂、2003年) 80頁。
- 4 小野京子「ナタリー・ロジャーズの表現療法」、82頁。
- 5 諸富祥彦『カール・ロジャーズ入門』(星雲社、2003年)208 209頁。
- 6 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、2003年)、178頁。
- ⁷ 遊戯療法(プレイセラピー)とは、子どもを対象とした心理療法で、絵や箱庭、ごっこ遊び、歌う、楽器を鳴らす、踊る、儀式的な行為、物語を語るなどさまざまな表現を用いる。小野京子『表現アートセラピー入門』(誠信書房、2006年)i頁。
- 8 PETA (フィリピン教育演劇協会)は、1967年にフィリピンにおいて創立された民間の演劇団体。これまでに300以上のオリジナル作品を創作しフィリピン語での上演活動を行うと同時に、子供・学生・教師・女性・農民・NGO等を対象として劇作りのワークショップを行っている。DAWN(Development Action for Women Network)は、フィリピンの出稼ぎ女性とJFC (Japanese Filipino Children)をあらゆる側面から支援することを活動の理念として、1996年に設立されたNGO。同リサーチワークショップの詳細については、本報告書の第4章を参照。
- 9 桜井厚「ライフストーリー・インタビューをはじめる」桜井厚・小林多寿子編著『ライフストーリー・インタビュー 質的研究法』(せりか書房、2005年)48 55頁。
- 10 木下康仁『グラウンデット・セオリー・アプローチの実践』 (弘文堂、2006年)35 36 頁。
- 11木下康仁『グラウンデット・セオリー・アプローチの実践』92 頁および 220 221 頁。
- 12 Charles Taylor, *Philosophical Arguments*, Harvard University Press, 1995, p.98.なお、テイラーの言語哲学については拙著『人権をひらく チャールズ・テイラーとの対話』(藤原書店、2005年)第4章および第7章を参照。
- 13 ベンジャミン・リベット、下條信輔訳『マインド・タイム 脳と意識の時間』(岩波書店、2006年)219 224頁。
- 14ジークムント・フロイト、竹田青嗣編、中山元訳『自我論集』(筑摩書房、1996 年) 224 225 頁。
- 15 小野京子『表現アートセラピー入門』3 4頁。
- 16 関則雄・三脇康生・井上リサ・編集部編『アート×セラピー潮流』(フィルムアート社、2002年)、112頁。
- 17 例えば、以下の絵は昨年 12 月にフィリピンのマニラで実施した元エンターテイナーの 女性の子ども達を対象にしたリサーチワークショップで子ども達が描いたのものである。 妊娠している女性がパチンコの台の前に立ち、多くのお金(お札)が描かれている。子ど

も達によると、これは妊娠している女性が経済的に支援を受けていること、および誰か(someone)がギャンブルを愛好していることを現しているとのことであった。また、この絵を描いたグループに参加していた子どもの話によると、彼女の母親は日本人の父親がいない時にはパチンコ店に通い詰めており、一度その現場を父親に発見されて殴られたことがあると語った。その後、母親はパチンコ店で警察官に逮捕されそうになるという体験を経て、パチンコを止めると父親に誓ったとのこと。また、この絵に描かれたハートは、両親の間の愛(love)を現しているとのことであった。本報告書の第4章を参照。



18 異なるアートを連続的に使用する手法はcreative connectionと呼ばれている。ナタリー・ロジャーズ、小野京子・坂田裕子訳『表現アートセラピー』(誠信書房、2002年)3 16 頁。

3.人身売買問題を巡る理論的な課題

3 - 1 . 「表現」の自由の侵害としての人身売買1

私は近代社会の基本的特質を「人間の自己理解の形式の革命」であると把握している。 この見方は、現代カナダの政治哲学者であるチャールズ・テイラーの思想から援用した ものである。

テイラーは、『ヘーゲル』において、近代をわれわれが「自己(self)」を理解する基本的なカテゴリーの革命と考える見方を提示した。この立場に基づくと、近代以前と近代以降の最大の相違は、近代的主体が自己規定的(self-defining)であるのに対して、近代以前の自己は宇宙的秩序との関係で自らを規定していた点に求められる²。

テイラーによると、この近代的自己の形成に大きな影響を与えたのが、17 世紀の近代啓蒙主義思想³と、その反発として 18 世紀後半にドイツに起こったロマン主義の系譜にある表現主義の思潮である⁴。

テイラーは、この表現主義の思潮を代表する思想家がヘルダーであると考えている。

ヘルダーの中心的な教義は、人間の活動と人間の人生は「表現(Expression)」として把握されるべきであるというものである5。

この近代的表現主義は、表現を目的の実現とみるアリストテレス哲学の改訂版であると同時に、表現を自己実現と見る点で近代的なものである⁶。

テイラーによれば、近代的表現主義は以下の2点でアリストテレス哲学を越えたものである。

第一に、人間の形相 (form) を実現するということは、形相自体を外部の現実に押しつける内的な力を含んでいる。アリストテレス哲学が、人間の成長と人間の形相の実現を (人間を超えた)秩序と平衡に向かうものとして把握するのに対して、近代的表現主義はこの発展を周囲の環境が強要する力に抗して、それ自体の形を維持し実現するよう努める内的力の開示であると考える?。

第二に、近代的表現主義は形相の実現は、その形相がどのようなものか明確にすると考える®。つまり、人間の人生を表現と見る近代的表現主義は、その表現を単に目的の実現と見なすだけではなく、これらの目的を明確化するものとしても把握するのである。

テイラーは、近代社会において人間の人生は上記の意味での「表現」として認識される ようになったと主張する。

一方、テイラーは、近代社会のもう一つの特色として「権利主体としての自己観」「主体 的権利」を挙げている。

テイラーによれば、西欧近代をそれ以前の社会と区別する特色は、近代では個人の生への尊重が主体的権利という形態をとったことである。すなわち、近代以前において、ひとは「法の下にある(Iam under law)」と考えられていたのに対して、近代以降、権利とはその所有者が(権利を)実現するために、それに基づいて行動すべき、あるいは行動することができる「主体的権利」と考えられるようになったのである。つまり、西欧近代社会

において人々は「私を殺すことは悪いことだ」と言う代わりに、「私には生きる権利がある」と主張し始めたのである。この二つの定式は同一ではない。なぜなら、後者においては免除や自由は誰かの所有物(property)であると見なされているからである。それは、もはや我々全ての間ないし上に平等に存在する法の一要素ではない。私には生きる権利があるということは、あなたは私を殺すべきではないという以上のことである。それは、私にこの免除を巡る支配権を与える。主体的権利とは原則的に私が放棄することが出来る何かであり、それを強制する上で私が一定の役割を持っている何かなのである。。

テイラーは、このことを「主体的権利とは、その所有者がその権利を実現するために行動し得る、そしてそのために行動すべき何かなのである」と表現している¹⁰。

「表現」としての「人生」を生きる「権利主体としての自己」こそ、近代的個人なのであるとすれば、この近代的個人の基本的人権を侵害する行為である「人身売買」は、端的に「表現」の自由の侵害と表現し得ると私は考えたのである11。

3-2.人身売買被害者の ほんもの の語り

「ほんもの」とは、田中智彦がカナダの哲学者チャールズ・テイラーの著書" *The Ethics of Authenticity*"を翻訳した際に、authenticityの訳語に当てた言葉で、「真正さ」という意味である¹²。本報告書では、人身売買被害者が、その時々にもっとも真摯に自分の体験と向き合い、それを語ったと考えられる「語り」を、「 ほんもの の語り」と表現した。したがって、その語りは基本的に主観的なものであり、聞き手によって変化することもあり、場合によっては客観的に整合的でない要素を含むこともあると考えている。

表現アートセラピーを応用したリサーチ手法は、2 - 3 . で述べたように、基本的に聞き手と語り手の共同作業としてライフストーリーを捉え、新たな「語り」が創出されることに意味を認めるナラティヴ・アプローチの立場に立つものである。

例えば、人身売買被害者が語る体験談が、救出された直後と、シェルターで保護されて しばらく経った後で異なっていた場合でも、いずれの「語り」が現実に起きたことなのか という視点から被害者の体験談を吟味するのではなく、逆にそれぞれの時点でなぜ被害者 は異なった物語を語ったのかをあくまでも被害者の視点から明らかにすることを目指す 「共感的理解」を原則とすべきであると考えている。

但し、このことは、どのような「語り」でも ほんもの の語りとして無条件に承認するということを意味するわけではない。

テイラーは近代とは一人ひとりの個人が自分らしい生き方を追求することに価値を認める社会であり、そこには自分自身に対して誠実である(true)ことに価値を見出す倫理的理念、すなわち「ほんもの」という倫理」が存在することを指摘する13。

その上で、テイラーは、個人がそれぞれの生き方について最善の意味を与える(make the best sense of) ことができる、もっとも優れた洞察(clairvoyant)を「最善の解釈(best account)」と名付けている14。

つまり、個人がその時々に最も自分自身に対して誠実に向き合っている時に見出した自

らの生に対する最も妥当と考えられる「語り」を、その時点での「最善の解釈」と考える ということである。

人身売買被害者の ほんもの の語りとは、テイラーの「最善の解釈」に当るものであると私は考えている。

【注】

1 人身売買を「表現」の自由の侵害とする私の見方については、2007 年 1 月 13 日に大阪で行われた拙著『人権をひらく チャールズ・テイラーとの対話』をテキストとする読書会に参加した時、報告書の一人である松浦智子さんが、その意味を質問された。その時、私は、この見方が人身売買被害者と公式に認定された人だけが公的な保護の対象となり、それ以外の人々は不法在留外国人として扱われ、保護の対象と見なされない現状に対する疑問から発していることを思い出した。

2006 年 12 月にフィリピンのマニラで実施した最初のリサーチワークショップに協力してくれた DAWN (Development Action for Women Network)のスタッフ達とワークショップ終了後に会食をした際、かつてエンターテイナーとして来日した経験がある一人のスタッフに「エンターテイナーとして貴女の身に起こったことを、貴女は今どう考えていますか」と質問したことがある。この女性は法的に人身売買の要件を満たすような被害を受けたわけではなかった。

このスタッフの回答は、「私も当時の日本人客も、日本という環境の犠牲者だったのだと、 今は考えるようになりました」というものであった。

私は、この回答の中に、この女性スタッフの体験とそれを乗り越えるまでに直面したであろう様々な葛藤を感じ取って、どう返事をして良いか、暫く言葉に詰まった記憶がある。

かつて江田五月衆議院議員は人身売買に関する勉強会の中で「問題は誰が人身売買被害者か、ということではなくて、海外から来日した人々に対して、日本がどのように向き合うのか、という国の姿勢、品格の問題なのだ」と語ったことがある。

法的定義としての人身売買の要件を満たさない場合でも、人の心は傷ついていることがあるという事実を伝えたいと私が考えた時に閃いたのが「表現の自由の侵害としての人身売買」という言葉であった。

ちなみに、この読書会は、社団法人子ども情報研究センター・子ども人権部会が 2006 年春から続けていたもので、私が参加したのはその第 6 回目(最終回)で、拙著『人権をひらく』第 7 章(子どもの権利主体性) 第 8 章(人身売買) 第 9 章(現代日本の課題)を取り上げて議論を行なった(http://kodomojink.exblog.jp/6236539/)。

- ² Charles Taylor, *Hegel*, Cambridge University Press, 1975, p.6.
- 3 啓蒙思想は、トレルチによれば 17世紀から 18世紀にかけてデカルトの合理主義、ホッブズ及びロック流の感覚論と経験主義、ライプニッツの実体論と神義論、フランスの唯物論が融合して生れた思想であり、ヨーロッパの文化と歴史における近代の開始であり基礎をなすものである。トレルチは、啓蒙主義を基本的に宗教という超自然主義的現象に対する最初の包括的、原理的な反抗であると捉え、その特徴として 普遍妥当の認識手段によって世界を内在的(経験領域的)に解明するということ、 普遍妥当の実践的目的に身を捧げつつ実際生活を合理的に秩序立てるということ、 (普遍妥当の真理の担い手として

個人を考えていた関係から導かれる)思想の面での個人主義および主観主義、という3つを挙げている。テイラーは、この啓蒙主義の特徴を倫理的見地においては功利主義、社会哲学においては原子論的、その人間学においては分析的な哲学であり、また人間と社会を再編成し、人々を完全な相互調整によって幸福をもたらすために、科学的な社会工学をあてにする哲学であるとする。E・トレルチ、内田芳明訳『ルネサンスと宗教改革』(岩波書店、1975年)、91 92 頁及び119 120頁。C・テイラー、渡辺義雄訳『ヘーゲルと近代社会』(岩波書店、2000年)、2頁。

- ⁴ C. Taylor, *Hegel*, p.9.
- ⁵ C. Taylor, *Hegel*, p.14.
- ⁶ C. Taylor, *Hegel*, p.15.
- ⁷ C. Taylor, *Hegel*, p.15.
- 8 C. Taylor, Hegel, p.16.
- ⁹ C.Taylor, *Sources of the Self-The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, 1989, pp.11-14.
- ¹⁰ C.Taylor, *Sources of the Self*, p.11.
- 11 なお、比較憲法学者の樋口陽一教授は近代的自由について以下の通り解説している。 すなわち、権利は、もともと、権利を分有する主体間の身分的特権関係の上で成立していた。近代社会における権利は、そのような中世的自由の基盤にあった身分制権力構造を破壊し、国家と個人が直接向き合う関係を前提とした上で、国家からの自由として再構成されたものである。その意味で、近代的権利は人一般の権利なのである。この近代人権は、一般に精神的自由、人身の自由、経済的自由および平等という三種類の自由に分けられると考えられている。

近代社会(資本主義)を古代や中世の営利活動から区別するのは、人格的拘束から自由であると同時に、生産手段からも切り離された賃金労働者の成立、労働力の商品化である。この賃金労働者は「その人身の唯一の所有者」として、自分自身の労働力の所有者となる。したがって、人身そのものを除き、原則としてすべての財貨が商品として交換される資本主義社会では、賃金労働者がそれらの商品交換の当事者となる。ここに、法のもとでの平等と人身の自由が確立する。さらに、自らの労働力を含む全ての商品が自由に交換される市場が永続的に確保されるために、国家権力の役割が限定されているような社会のありかたが必要とされ、そのために思想の自由市場での競争の可能性を保障する精神的自由が基礎づけられる。樋口陽一『比較憲法(全訂第三版)』(青林書院、2000年) 518 519 頁及び 525 528 頁。

- 12 C·テイラー、田中智彦訳 『 ほんもの という倫理』(産業図書、2004年)。
- ^{1 3} C.Taylor, *The Ethics of Authenticity*, Harvard University Press, 1991, pp.14-15.
- ¹⁴ C.Taylor, *Sources of the Self*, pp.58-59.

4.人身売買の事例研究報告 フィリピンのケース

4-1.本研究の経緯

人身売買ないしそれに近い体験を負った被害者は心理的外傷を負っていることが多く、 日本人男性であるわたしが単独で、被害者に対して直接インタビューを行うことは望まし くなく、そもそも可能ではないように思われた。また、人身売買罪が新設されたばかりの 日本の場合、法的に人身売買の被害者と認定された女性は犯罪組織から狙われている可能 性も高く、わたしが被害者と直接面談して、聞き取り調査を行うことは、被害者保護の観 点からも少なくとも当時は困難と判断した。

そこで、被害者女性の子ども達を対象とする、教育演劇の手法を活用した参加型ワークショップを実施し、子どもの心に投影された母親の対日イメージを探るという手法を試みることを考えた。

ワークショップのファシリテーターは、1996年にストックホルムで行なわれた第1回子 どもの商業的性的搾取に反対する世界会議および 2001年に横浜で行なわれた第2回子ど もの商業的性的搾取に反対する世界会議で子どもと若者によるドラマ形式の発表の振り付けを担当したフィリピン教育演劇協会(Philippine Educational Theater Association: PETA)アーニー・クロマ氏に依頼した。

また、アーニー・クロマ氏、ヒューライツ大阪(財団法人アジア・太平洋人権情報センター)の藤本伸樹研究員、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センターの武者小路公秀所長、国際移住機関の中山暁雄東京事務所長等からの聞き取り情報に基づき、本調査の現地カウンラーパートとして DAWN (Development Action for Women Network)を選んだ。DAWN は、フィリピンの出稼ぎ女性と JFC (Japanese Filipino Children)をあらゆる側面から支援することを活動の理念として、1996年に設立されたNGOである。心身共に弱った女性たちへのカウンセリングに始まり、子どもたちの教育のための援助、医療費などの支援、子どもの父親との連絡、経済的な自立を目指した生計支援のためのさまざまなプログラムの提供などの活動を行っており、1997年には DAWN の支援を受ける女性たちの子ども達によって構成される劇団「あけぼの」を結成。1998年には日本における劇団「あけぼの」の公演ツアーを開始、フィリピン人女性エンターテイナーや日比国際児の問題を日本国内に広く伝える上で大きく貢献している。また、演劇ワークショップの手法を取り入れたこの活動は、自己尊厳の回復と新たな自信を身につけるための有効な手段ともなっている。また、DAWN は、日本政府がフィリピン人女性エンターテイナー問題を人身売

買問題の枠組の中で取り上げるよう積極的なアドボカシー活動を国際的に展開していることでも知られている。

このDAWN が公刊している資料に掲載されている事例の中には、日本の現行法の定義によると人身売買とはみなせないケースもあるが、例えばGinaのケース¹は来日直後に旅券を取り上げられ、「同伴」を強制される等、人身売買に極めて類似した事例を含んでいる。また、JNATIPおよびILO報告書が取り上げている事例からも明らかなように、一般のフィリピン人女性エンターテイナーと人身売買被害者の間に明確な境界線が存在するわけではなく、その意味で、DAWNが保護した元フィリピン人女性エンターテイナーの対日観が、より深刻な人身売買の被害に遭った者と近似していると想定することは十分に合理性を持っていると考えた。

4 - 2 . フィリピンの人身売買問題

フィリピンは人口約 8200 万人、面積は日本のほぼ 8 割に当る 299,404 平方キロメートル、7109 の島からなる島嶼国である。一人当たりの GNPは 1230 米ドル程度であり、海外への出稼ぎが主要な外貨収入源となっている。

フィリピンから日本への入国者数は、2001 年 18 万 6262 名、2002 年 19 万 7136 名、2003 年 20 万 9525 名、2004 年 23 万 6291 名、2005 年 22 万 1309 名である²。

このうち、エンターテイナーとして来日するために必要な興行資格によるフィリピンからの新規入国者数は、2001年7万1678名、2002年7万4729名、2003年8万48名、2004年8万2741名、2005年4万7765名、2006年8607名と2004年まで増加した後、2005年以降は激減している³。2005年以降に興行資格による入国者数が激減したのは、日本の法務省が2005年2月、興行資格で来日する外国人の入国許可基準を改定(同年3月施行)したためである。

興行資格によって来日するフィリピン人エンターテイナーは、従来より人身売買の温床となっているとの指摘がなされてきた。日本の法務省の措置は、この批判に対して取られたものであるが、「興行ビザ」の取得条件が強化された結果、人身売買の手口が巧妙化し、搾取がさらに深刻化していくとの指摘もある⁴。

法務省入国管理局によると、2005年に保護(在留特別許可)または帰国を支援した人身 売買被害者は115名で、そのうちフィリピン国籍者が47名であった。この47名のうち正 規在留者は25名で、全て興行資格による入国者、また、不法在留等入管法違反となった者 は22名であった⁵。

4-3.フィリピンにおけるリサーチ・ワークショップ

2005 年 12 月 10 日午前 10 時より午後 4 時までの日程で、フィリピンのマニラ市内にある DAWN の事務所において、日比混血児 25 名を対象とする教育演劇の手法を活用した参加型調査ワークショップを実施した。このワークショップのファシリテーターは、フィリピン教育演劇協会(PETA: Philippine Educational Theater Association)の主要メンバーであるアーニー・クロマ氏。

このワークショップの目的は、元エンターテイナーのフィリピン人女性を母親に持つ日 比国際児を通じて、彼らの母親がいだく日本および日本人男性に対するイメージを解明す ることである。

ワークショップは竹細工のボールを参加者の間を回しながら受け手が自己紹介を行うアイスブレイキングから、子ども達がこのワークショップに何を期待しているかという導入へと、アーニー氏のファシリテーションの下に流れるように自然体で始まった。当初参加予定の子どもの年齢は9歳から18歳までであったが、当日、Ginaの末の子ども(6歳)も参加した。ちなみに、子ども達からは、今回のワークショップで希望していることとして、学ぶ、遊ぶ、食べる、寝るという回答があったことは、このワークショップの開放的でリラックスした雰囲気を良く伝えていると思う。

その後、子ども達は3つのグループに分かれて、日本で訪ねたい所とその理由を話し合い、さらに各グループがクリスマスディナーを共にする家族を演じた後で感想を話し合うというアクティビティを行った。その際、一部の子どもから父親が一緒だった時にはもっとお金に余裕があって、家族全員で集まってクリスマスパーティを開くことが出来たが、父親との関係が絶たれた現在では家族全員が集まることは難しくなり、単に食事をして寝るだけになったという正直な告白もあった。

その後、ワークショップは子ども達が自分の母親、父親のどこが好きで、どこが嫌いか、そして何を望むか、という問いに移った。子ども達にとって母親の好きな所として挙がったのは、料理が上手で、親切で、世話好き(supportive)、働き者(hardwork)、魅力的であること(charming)、子ども達を友人のように扱ってくれること、忍耐強いこと、子ども達を平等に扱ってくれること、子どもを理解してくれることであった。一方、好きでない所としては話し過ぎる、不公平、厳格、過保護(over-protective)という点が挙げられていた。最後に母親に望むことは子どもをもっと理解すること、子どもを平等に扱うこと、子どもにもっと自由を与えること、もう少し寛容になること、騒がしくしないこと(not

noisy)であった。

一方、父親については、好きな点としては母親とほぼ同様で世話好き(supportive)働き者(hardwork)魅力的であること(sweet)が挙げられた一方で、嫌いな点として女たらし(womanizer)恐怖(terror)子どもを忘れている、不公平、ギャンブル好きが挙げられ、さらに、父親に望むこととして、子どもを理解してくれることに加えて、ギャンブルは最小限にすること、子どもと連絡を取ること、余り真面目(serious)にならないこと、自分自身の面倒を見ること、何時も楽しくしていることを挙げていることを勘案すると、日比国際児から見た日本人の父親像がかなりはっきりと浮かび上がったように思われる。

また、この話し合いの最中に子ども達自身にどのような感情が生まれたかを訊ねたところ、母親への希望を考えた時には幸せを感じたが、父親について話し合いをした時には否定的な感情が湧き起こったと語っていたことが印象的であった。

その後、子ども達は3つのグループ毎に彼らの家族の中の幸せな物語または悲しい物語を演じることとなった。グループAは、フィリピン人家族が来日した直後に日本人の父親が亡くなったというシーンを演じた。グループAの劇に関連して「何が子ども達を悲しくさせるか」という質問をしたところ、「両親が別れること」という回答があり、さらに「父親が亡くなった時に子ども自身と家族が直面する課題(challenge)とは何か」という質問に対して「自分自身を強くすること」という回答があった。

グループBは、二人のフィリピン人女性と関係を持ち、それぞれ子どもを持っている日本人男性を演じた。最後に、それぞれの家族が出会い、一方のフィリピン人女性が日本人男性を殴ったところがエンディングシーンであった。グループBの劇に関して、このシーンを絵画として描くとしたら、どのように描くかという質問をしたところ、子ども達から「(母親の頭に)角を生やした絵を描く」という回答があり、さらに他の女性と関係を持つ父親を持つ子どもに対してどのような感情を持つかという質問に対して、多くの参加者が、「その子どもに同情する(sympathize)」と即座に回答していた。

グループCは、父親が煙草を買った後、子どもに対してお金を与えるシーンを演じた。 これは参加者の一人が実際に体験した出来事であって、実の子どもだけでなく、身近にいる子どもに見境無くお金を与えてしまう父親だったと本人が語った。

午後のセッションでは、同じ3つのグループで母親が語った日本の物語について絵を描 くこととなった。 グループAは、フィリピン人の女性が日本に到着した直後の絵を描いた。飛行機、富士山、ビルディング、自動車、日本の国旗が描かれたこの絵を前に、このグループの子どもに対して、この絵の背後にある物語は何かと質問したところ、フィリピン人の女性が日本に着いて、幸せそうにしているシーンであるとの回答を得た。



グループBの子どもが描いたのは、母親が働いていたバーを中心とする絵であった。 K T V というのは、そのバーの名前。マイクは歌うこと(singing)、ラジオは音楽を象徴 しており、皿や飲み物は人々が食べたり飲んだりすることが好きなことを現しているとのこと。飲み物の入っているグラスの上に描かれた赤いハートは人々が恋(love)を好むことを現したものとのこと。 T V はフィリピン人の母親に日本人の父親から与えられた最初 の贈り物だった。



グループ C は、妊娠している女性がパチンコの台の前に立つ絵を描いた。多くのお金(お札)が描かれている。これは妊娠している女性が経済的に支援を受けていること、および

誰か(someone)がギャンブルを愛好していることを現しているとのこと。このグループに参加していた子どもの話によると、彼女の母親は日本人の父親がいない時にはパチンコ店に通い詰めており、一度その現場を父親に発見されて殴られたことがあると語った。その後、母親はパチンコ店で警察官に逮捕されそうになるという体験を経て、パチンコを止めると父親に誓ったと語っている。また、この絵に描かれたハートは、両親の間の愛(love)を現しているとのことであった。



その後、子ども達は彫像と彫刻家を演じるペアに分かれ、それぞれの望み(wish)を表現することとなった。ミスユニバース、テッコンドーの選手、ダンサー、ゴーカードのレーサー、法律家、モデル、看護婦、theater artist、医師、会計士、サッカー選手といった多様な望みが表現された後、「みんなは、自分の夢がかなった後、海外に行きたいか」という質問がなされた。これに対して、子ども達からは人々にフィリピンのことを知らせるため、より学ぶため、もっとお金を稼ぐため、他の国々について学ぶため、専門家になるために海外に行きたいという意見が出された。次に、「みんなは日本に行きたいか。もし行きたいとしたら、その理由は何ですか」と、より具体的な質問をしたところ、子ども達からは給料が高い、より良い訓練が受けられる、父親が日本にいるから、という回答があった。

ここで、アーニー氏より「みんなは、それぞれの夢を追求することができます。何故なら、みんなは権利を持っているからです」と「子どもの権利条約」に基づく説明が行われた。アーニー氏は、更に「人は自らの人生を確立することで兄弟や家族を助けることが出来るようになる」「みんなは、良き日比国際児(good as JFC)であることを証明しなければなりません」「フィリピン人であるということは心の中の問題であって、人種ではない。フィリピン人は混血した民族であって人種的に純粋なフィリピン人というものは存在しま

せん」という話をした。

次に、再び3つのグループに分かれた子ども達は現在の学校における日比国際児として の幸せな経験、悲しい経験を劇の形で表現することを求められた。

グループCは、授業中に第二次世界大戦中の慰安婦問題が取り上げられているシーンを演じた。子ども達は、慰安婦は戦争の結果であり、戦争は避けられなければならないという結論に至った。ここでアーニー氏が「日比国際児は、日本の歌や芸術を通じて日本の他の側面についても知らせなければなりません」「もし、他の生徒が日比国際児を苛めた場合には、みなさんは日比国際児として立ち上がらなければなりません。なぜなから、『子どもの権利条約』は差別を禁止しているからです」。6と話をした。

グループBは、学期の初日の教室で一人の日比国際児が自己紹介をしたところ、他のフィリピン人生徒が日本人は第二次世界大戦中にフィリピンを侵略したと批判するというシーンを演じた。ここで教室でたった一人の日比国際児を演じた9歳の男の子が、自分の父親は日本人だったが良い人だったと泣きながら反論するという展開となり、他のメンバーが慌てて慰めるというハプニングがあった。

グループAは、日比国際児がまったく問題なく受け入れられたというシーンを演じた。 最後に、子ども達は、自分自身、家族およびDAWNに関するそれぞれの望みを心の中で となえ、一つの輪になって、一人おきに腕を組んで、その腕をいっせいに上に上げるとい う儀式を行ってワークショップを終えた。

4-4.本ワークショップに関する考察

このワークショップは対象が日比国際児であり、したがって、その関心も日本人の父親に向う傾向があった。また、必ずしも全ての母親が Gina のような体験をしたわけではなく、人身売買の被害者の対日観を探るという趣旨からすると、やや物足りない結果となったかも知れない。

しかし日本での、母親の体験を絵に描くアクティビティにおいて、子ども達は来日した 当初の母親が希望に満ちていた様子、母親がKTV(カラオケ・バー)で働いていた様子 やその間の恋愛関係、そして妊娠した母親がパチンコにのめり込んでいた様子などを明瞭 に描いており、これらの絵から母親達が日本に対していだいている感情はある程度見て取 ることが出来るように思われる。

もちろん、このリサーチ・ワークショップは試行的な段階のものであり、断定的な判断 は控えるべきであろうが、少なくとも、これらの女性が日本社会全般に対して否定的感情 をいだいていないということは看取出来るように思われる。

一方、子どもの眼を通したものではあるが、日本人男性に対する否定的感情は明らかであり、他方で繰り返し両親の間の愛情への渇望を示す表現が現われていること、また来日当初の絵に比べて、KTVの様子、パチンコ店での母親の様子を描いた絵は明瞭さを欠いていることは、母親達の日本での錯綜した体験およびその経験に対する複雑な感情を反映しているように私には思われた。

【Gina のケース】

Gina は三人兄弟の長女で、父親はタクシー運転手、母親はランドリーで働いていた。 母親は懸命に働き、そのお陰で Gina は高等学校を卒業することが出来た。父親は酔っ払 いで、Gina は未だに父親に深夜、酒を買ってくるように命じられた時のことを覚えてい る。Gina の両親は Gina が大人になった頃には殆ど離婚状態にあった。Gina は母親の代 わりに下の兄弟に対する責任を担わなければならなくなった。

Gina はこのプレッシャーもあって、若くして恋に落ち、高等学校を卒業すると同時に彼と一緒に生活を始め、父親が二人を結婚させたときには妊娠していた。当時、Gina は18歳であった。

Gina の最初の娘はファティマ (Fatima) と名付けられた。しかし、結婚後、Gina の夫は本性を現し、Gina に暴力を振るうようになり、その度に Gina は両親の家に逃げ帰った。しかし、夫の暴力で目にあざができた時、Gina は最終的な決断をして夫にファティマを残して家を出た。夫が「お前が出て行ってもファティマは絶対に (Gina に)渡さない」と常々脅していたからである。しかし、ある日、夫の母親がファティマを Gina に返しに来た。

Gina の親友の一人ロヴェナ(Rowena)が家にやって来て、ダンスを習うように勧めて、エイジェントに Gina を紹介してくれた。彼女は Gina が日本へ働きに行けば、子どもや家族のニーズに満たすことが出来ると言った。

Gina は応募し、エイジェントのマネジャーによって採用された。Gina を含む 8 名は 6 カ月ダンスを練習し、3 つのダンス作品を練習し、メトロポリタン劇場で発表を行った。 Gina たちは試験に合格して就業許可証を取得した。1990 年、Gina は 20 歳であった。 日本人興行者によるオーデションの後、Gina は一人だけ選考された。他のクラスメート は別の興行者によって採用された。一人の連絡係が Gina のために、書類を用意してくれた。代理店が全ての面倒を見てくれたので、Gina には何の困難もなかった。就業許可書

に掲載された Gina の職業分類はダンサーであった。しかし、Gina はこれまで稽古を一緒に重ねてきたクラスメートと離れて一人でフィリピンを離れたとき、驚き、不安を覚えた。 当時、Gina は 21 歳であった。

日本の空港に到着した途端に、Ginaの雇い主はGinaの旅券を取り上げた。

Gina は、京都府福知山市にあるクラブの高級な雰囲気に圧倒された。しかし、Gina はそこで行われていることを受け入れることが出来なかった。韓国人の女性雇い主や日本人スタッフは男性客に Gina の同僚のエンターテイナーを愛撫し、キスし、他のことをすることを許した。同僚のエンターテイナーのうち何人かは踊りながら、次第に着衣を脱いでパンティー枚になり、Gina にも同じことをするように求めた。Gina の職業区分はダンサーであったにもかかわらず、Gina は一度も踊ることはなく、セクシーな衣装を着るように要求された。Gina 達は、また、「バニー」と呼ばれる制服を与えられていた。

Gina 達は午後 6 時にはクラブにいなければならず、ワインから食事まで全てを準備し、温かいお絞りを客に手渡し、ワインを客のために用意した。Gina 達は一人の客から次の客へと回された。そこで働いた後、夜一時前後に Gina 達は次の仕事場である居酒屋へ向かった。Gina はクラブで飲酒を覚えた。Gina 達は客と一緒にアルコール飲料を取ることを強制させられた。そうすることによって、客はさらにアルコール飲料を注文し、クラブは利益を上げることが出来るのだ。また、同僚のエンターテイナー達は、アルコール飲料を飲むことによって、恥ずかしさを覚えることなく仕事が出来ると助言してくれた。

Gina は、また、「ブロン (bron)」と呼ばれる禁止薬にも手を出していた。この薬は実際には咳止めシロップで、実際に使用が禁止されているわけではないが、飲み過ぎると別の効果があり、また、アルコール飲料の毒性を遅らせることが出来ると言われていた。やがて、Gina は、この薬に中毒になっていることに気が付き、薬を使うことを止めた。同僚のエンターテイナーはこの薬を飲んだ後、苛々して互いに諍いを始めることに Gina は気が付いた。

Gina が最も嫌ったのは、「dohan (同伴)」制度であった。Gina は初回から、この制度に本当に抵抗した。Gina は、Gina の雇い主達の命令に従わなかった。雇い主達は、Gina が日本人の客から逃げ出したことで、激怒していた。そのお客は、Gina をホテルに連れて行ったので、Gina は逃げ出すことを決意したのだ。Gina の雇い主は事前に何も話してはくれなかった。彼らは、単に車に乗るように命じただけだった。その時、Gina は自分に何が起こるのか全く知らなかったのだ。

ある時、Gina の雇い主は一人のスタッフに Gina と一緒に来るように命じた。Gina は、雇い主が Gina を客のところへ連れて行こうとしていることを知らなかった。日本人の客は、既に料金は支払い済みであると Gina に言った。Gina は彼に懇願し、彼は最後に何も危害を加えずに Gina を家に送ってくれた。その翌日、Gina は雇い主にフィリピンに帰ると伝えた。Gina の雇い主 (papa-san)は、今辞めれば給料はないと言ったが、Gina は国に帰れれば良いと答えた。

Gina は日本に3カ月滞在した。Gina の雇い主は空港で Gina にフィリピン・ペソで給料をくれた。それは Gina の2カ月分の給料から罰金を差し引いたもので、当初合意したものより低かった。正確な額は覚えていないが、一ヶ月当り350ドル相当であったと思う。しかし、Gina はフィリピンに帰りたかったので、文句は言わなかった。

【注】

¹ DAWNが経歴を公表している元フィリピン人エンターテイナーの中で、人身売買の条件に最も近似した体験を持つ女性。DAWN, *Moving on: Stories of DAWN women survivors*,2004, pp.213-232. なお、Ginaの経歴については、本章末に付した【Ginaのケース】を参照。

(http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan53-4.pdf).

平成 19 年 1 月法務省入国管理局広報資料。

- 4 DAWN『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実』(明石書店、2005年)および藤本伸樹「フィリピンの人身売買に対する政府とNGOの取組み」『アジア・太平洋人権レビュー2006』(現代人文社、2006年)。
- 5 平成 18 年度版『出入国管理』第3章出入国管理業務一般 第1節人身取引対策の推進 1 人身取引の被害者の保護等のための入国管理局の取組(6)平成 17 年中における人身 取引の被害者数及び事例(http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan53-3.pdf)。
- 6 「子どもの権利条約」第2条は、子どもまたは親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位による差別を禁止している。

² 平成 18 年 (2006 年) 4 月法務省入国管理局発表資料「平成 17 年における外国人および日本人の出入国統計について」年別国籍(出身地)別外国人入国者数第 2 表 (http://www.moj.go.jp/PRESS/060406-1/table02.html)。

³ 平成 18 年度版『出入国管理』資料編2.統計(2)主な国籍(出身地)ごとの在留資格別新規入国者数・外国人登録者数の推移 5 1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移、5 2 フィリピン人の在留資格別外国人登録者数の推移

5.カンボジアにおけるリサーチワークショップ

5 - 1 . 本ワークショップの準備プロセス

フィリピンでのワークショップ同様、人身売買の被害者の多くは女性ないし女子であり、男性であるわたしが直接インタビューすることは適当ではないこと、参加型ワークショップは高度の技術と経験を要するものであること、そして人身売買の被害者は一般に深い心の傷を負っていると想定されるので、被害者との深いラポート(信頼感)がない人物がインタビューを行うことは被害者に精神的負担をかける惧れがあり、しかも十分な成果が期待できないと考えられること等を勘案し、 既に適当な施設に保護されている人身売買被害者を対象とし、 それらの被害者に対して心理療法、出来ればアートセラピーを施したことがある専門家をファシリテーターとして採用したリサーチワークショップを実施するという基本方針を立てた。

以上の方針に基づいて、2006 年 4 月 5 日より 6 日にかけてプノンペンに予備調査に出掛けた。そこで、プノンペン在住の国際子ども権利センター共同代表の甲斐田万智子さんより、国際子ども権利センターが支援していたAFESIP (Acting for Women in Distressing Situations)の国際ディレクター(当時)であるアーティ・カプール(Arti~Kapoor)さんを紹介いただいた。カプールさんは、アジア開発銀行が実施している地域的技術支援プロジェクト(Regional Technical Assistance: RETA)の一つである「大メコン川流域地域における女性と子どもの人身売買の予防と安全な人の移動の促進」プロジェクトの一環として、AFESIPの運営するトム・ディー(Tom~Dy)リハビリセンターにおいて人身売買被害者を対象とするアートセラピーワークショップを実施した経験があった1。

このアートセラピーワークショップのファシリテーターを務めたのは、リディア・タン (*Lydia Tan*) さんであった。カプールさんは、タンさんの仕事振りをたいへん高く評価されており、その時に人身売買被害者が描いた絵が、当時プノンペン市内のジェノサイド博物館²の向かい側にあるレストランで展示されていたので、わたしに観るようにと奨められた。



この予備調査に基づき、AFESIP を協力団体、タンさんをファシリテーターとし、タンさんが前年実施したアートセラピーワークショップに参加した人身売買被害者を対象としてカンボジアにおけるリサーチワークショップを実施するという基本構想が固まった。

その後、在京米国大使館の招待でわたしが 5 月 22 日より 25 日までバンコクで開催された人身売買に関する国際会議に参加した際、ミャンマーとタイ国境にある難民キャンプで難民の子ども達を対象とするアートセラピーワークショップを実施しているタンさんとバンコクから電話で連絡を取り、このワークショップの基本構想を説明し、その後、さらに何度か電子メールによる打合せを行った結果、8 月 24 日 (木)にプノンペンでリサーチワークショップを実施することで合意した³。同時にAFESIP、の新しい国際ディレクターであるイマニュエル・コリノ(*Immanuel Colineau*)さんとも国際電話および電子メールで連絡を取り合いつつ、このワークショップについて事前の準備を進めた。

また、2-1.で述べたように、2006年6月11日の日本平和学会春季学術大会非暴力 分科会で、前回のマニラでのワークショップについて報告する機会を与えられ、専門家よ リアドバイスをいただく機会を得た。

5 - 2 . カンボジアにおける人身売買

カンボジアは人口が約 1400 万人、面積 18 万 1000 平方メートル(日本の約半分)の国である。総人口の 90%がクメール人、また国民の 9 割以上が仏教徒である。一人当たりのGDP は 454 米ドル。5 歳未満児の死亡率は 1000 人当たり 143 名である。

カンボジアでは 2000 年 10 月から 2005 年 7 月までに、2728 人の人身売買・性的搾取の 被害者が警察により保護されたと言われている 4 。

米国務省の 2006 年度人身売買報告書によると、カンボジアは人身売買の送り出し国、中継国、そして受け入れ国である。かなりの数の女性と子どもが商業的性的搾取と強制労働

のためにタイやマレーシアに人身売買されている。

また、カンボジアは性的搾取を目的としたベトナム人女性の中継国であると同時に受入 国でもある⁵。

5-3.リサーチワークショップの報告

8月24日、プノンペンにある AFESIP が運営するトム・ディー・リハビリセンターで午前9時より午後4時までリサーチワークショップを実施した。

リサーチワークショップの参加者は 14 名で、そのうち昨年のタンさんのアートセラピーワークショップに参加した者は 7 名、今回初めての参加する者が 7 名であったが、初めての参加者のうちの 2 人は途中で退席したので、最後まで参加した者は 12 名であった。途中退席した者の 1 人は午前中のセッションでタイの売春宿に売られた思い出を語っているうちに精神的に不安定になり吐き気を催し、もう一人は絵画を通じて自分の経験を公にすることに抵抗を覚えたとのことであった。

その他の参加者 12 名についても、プライバシー保護の観点から名前、出身地、年齢は明かさないことにしたい。参加者の年齢は 16 歳から 29 歳、大半が 25 歳以下の女性であった。

(1)導入部

ワークショップは午前9時より開始された。会場はAFESIPのトム・ディー・センターの集会場であった。ファシリテーターのタンさんは参加者に輪になって座ることを求めた。その後、タンさんは参加者一人ひとりにロウソクを手渡し、先ずタンさんが自分のロウソクに火を点けたあと、参加者が順番に自分のロウソクに火をつけていき、最後に丸い平らな皿に全てのロウソクを立てるという儀式(ritual)を行った。この儀式は、ファシリテーターを含む参加者が日常的な制約から解放され、ワークショップに必要な安心で自由な空間を創造するためのものである。

その後、参加者は輪になって座ったまま、一人が手にボールを持って立ち上がって参加者の輪の外を走りながら、密かに誰かの後ろにボールを落とし、落とされた参加者は立ち上がって、ボールを落とした者を追うというゲームを行った。ボールを落とした者が捕まらずに一周してボールを落とされた者の座っていた位置に座り込めれば、ボールを落とした者が勝ったことになり、ボールを落とされた者は自分が手にしたボールを持って、再び周囲を走りながら、次の標的を探すことになる。このゲームは、参加者の心をリラックスさせると同時に参加者同士のラポートを高める役割を果たした。

参加者の間に和やかな雰囲気が生れたところで、タンさんが、自分と私の紹介およびこのワークショップの目的の説明を行った。次いで、このワークショップの結果をアジア女性会議(2006 年 11 月 18 日 & 19 日、北九州市で開催)で私が報告することを伝え、参加者がこのワークショップで制作する作品をその会議で公表すること及び今後の国会向けロビー活動等で使用することの許可を参加者に求めた。さらに、私がワークショップの最中にオブザーバーとして参加することに対する許可を求めた。これらの説明は、ワークショップに参加した女性および女子が自分の体験を振り返り、表現することに対する大きな動

機付けとなると同時に、自分たちが尊重されているという感覚を持ってもらう上で役立ったようだとタンさんはワークショップ後に述べていた。

(2) 午前のセッション

その後、タンさんは14名の参加者にそれぞれ名前、年齢、出身地、AFESIPに来るまでの体験を話すことを求めた。参加者の話は午後のアートセッションの部分と重複するので、そこでまとめて報告することとするが、午後のセッションに参加しなかった二人の話のみ、ここで報告することとする。

女性A

3人の子どもを持つ母親。小さな店を経営しつつ、地雷除去の仕事をしている夫と2人の娘と1人の息子を育てていた。夫が仕事中に地雷で足を吹き飛ばされ、失業し、その後アルコールに依存するようになって、妻や子どもを殴るようになったため、Aさんは離婚することを決意し、友人の勧めでタイへ果実摘みの仕事をするために出掛けた。ところが、実際にタイに着いたところで、友人はAさんを売春宿に売った。売春宿の主人はAさんに拷問と殺すという脅しで売春を強要し、Aさんは一度近所の寺に逃げ込んだが、やがて売春宿の主人に発見された。売春宿に連れ戻されたAさんは、拳銃を頭に突きつけられて、再び逃げたら殺すと脅かされ、さらにAさんの前で売春を拒否していた別の女性の胸を吐血するまで蹴り続けるところを見せつけられた。これを見て恐怖を覚えたAさんは売春宿で働くことに合意した。

Aさんは最終的にタイ警察が売春宿の手入れを行った際に救出された。

女性B

結婚して娘が1人いる母親。家庭内暴力の被害者。夫がアルコール依存症で、肉体的、精神的にこの女性を虐待した。ある日、医者にかかっている時に、AFESIP を紹介され、3カ月前に入園。

(3) 午後のセッション

午後のセッションは、女性たちが暮らしている AFESIP の寄宿舎の一つで行われた。タンさんは、「人生の河 (The River of Life)」と名付けたアートワークを参加者に説明した。

「人生の河」は、人身売買の被害に遭う前の生活、人身売買の過程とその時の気持ち、 解放された後の生活と気持ちを時系列的に描いていくアートワークであった。参加者は 様々なシンボル、イメージ、色を使って、自分の体験と感情を表現するように求められた。

女性C



Cさんが描いた絵の全景

Cさんは、9人の子どもがいる貧しい家族の出身である。Cさんは家族を助けるためにレストランでウエイトレスとして働き始めたが、一人の友人と出会い、この友人によってカラオケバー&売春宿に売られた。その時、Cさんはまだ性経験がなかった。警察によって救出されたCさんは、現在、AFESIPで裁縫を学んでおり、将来は仕立て屋を経営するのが夢であるとのことであった。













絵 6

この女性が描いた絵を6つのパートに分けて解説する。

絵1は Cさんがまだ家族と一緒に暮らしていた時の絵である。黒い雲と雨、黒い山は、 家庭内での不安を象徴しているとのことである。絵の中の女性はCさん自身の自画像であ り、ウエイトレスないし家政婦として働こうという思いを表現しているとのこと。

絵2はCさんが売春宿に売られたときの様子である。左手にいる女性がCさんを売った人物、二つの建物はカラオケバーと売春宿であり、その上に描かれた黒い雲がCさんの不安を表しているとのこと。

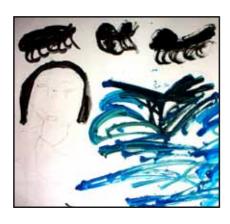
絵3はセックスワーカーとして売られた時の、Cさんの気持ちを表しているとのこと。 Cさんは自分が死んでいるように感じ、そして悲しみ、抑圧、羞恥といった激しく、計り 知れない感情によって押し潰されそうになっていたことを山で表現したとのことであった。

絵4はCさんが売春宿から救出された前後のことを描いている。Cさんがいた売春宿は警察の手入れを受け、その時、Cさんも救出された。警察官の1人がCさんを AFESIP のセンターの一つに連れて行ってくれた。

絵5はAFESIPのトム・ディー・センターでのCさんの生活を描いたもの。大きく描かれている二人の女性は裁縫教室の先生と助手。小さく描かれている他の女性はクラスメート。 赤い色はセンターで学ぶ幸せな感情を表現したものである。

絵6はCさんの夢である仕立て屋を開店したところ。手前の2人はCさんの店に向うお客さんである。

女性D





絵 1

絵 2

Dさんは、家庭内暴力(以下、DV とする)の被害者である。子どもの頃に両親から頻繁に 肉体的な虐待を受け、2人の兄弟にレイプされたという経験を持っている。

絵1はその体験の描写である。Dさんは両親による虐待、二人の兄弟によるレイプについて考え、たいへん悲しい思いをしている。兄弟が自分をレイプしたことを親に話すべきかどうか悩み、黙って家を出ることを選択した。絵の中の黒い雲はDさんの悲しみと動揺を示し、雨が黒い雲から降っているのはその感情がさらに深刻化していることを示している。

家を逃げ出したDさんは、女性の友達と出遭う。女友達はタイで良い仕事を約束したが、

実際にはタイの売春宿にDさんを売ったのである。

絵2はDさんが人身売買されて送り込まれた場所を描いたものである。この場所はタイ国内の島である。家出したDさんに対して親切にしてくれた女性はタイでDさんに果実摘みの仕事を紹介すると約束したが、実際には偽パスポートを与えて、カンボジアからタイ国内の島にある売春宿にDさんを売り飛ばした。Dさんは8カ月間、この売春宿にいた。この島には警察がおらず、Dさんは誰にも助けを求めることが出来なかった。Dさんは、Dさんを買いにやってくる男性たちに恐れと怒りを覚えた。Dさんは売春宿の主人から逃げたり服従しないときには殺して魚の餌にすると脅され、電気杖による拷問を受けたり、殴られたりしていた。警察によって解放された後も、Dさんは逮捕された売春宿の主人とその家族のことを気の毒に感じていた。人身売買された体験について訊ねた時、Dさんは「ただ、過去を忘れたい」と語った。



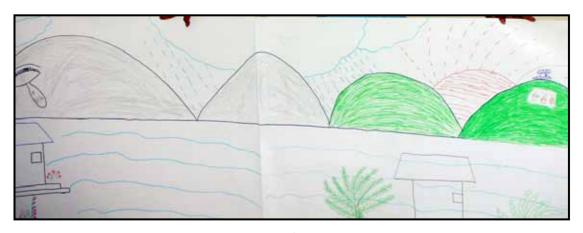
绘3

この売春宿の主人が人身売買された女性たちを受け取りに出張した先で警察に逮捕された結果、Dさんも売春宿から解放された。Dさんはタイよりカンボジアに戻った後、AFESIPのトム・ディー・センターで裁縫を学ぶようになった。

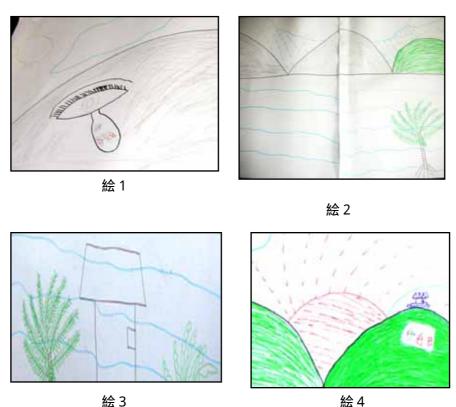
絵 3 は、AFESIP のトム・ディー・センター内のDさんの部屋を示している。赤い色はDさんの幸せ、黄色は彼女の自己と強さを示している。

しかし、Dさん急性心的外傷後ストレス障害(PTSD)、ストレス性精神疾患(psychosis) と人格分裂(disassociation)であると診断されており、家族のもとに帰りたいと望んでいる 一方で、長年、家族に会っておらず、将来、両親を訪ね、家族と一緒に暮らせるかどうか 不安に感じている。

女性E



Eさんが描いた絵の全景



絵1はEさんの家族を象徴している。Eさんは貧しい家庭の出身で、家庭内で DV に遭い、若いときに家族から別れて祖母と暮らさなければならなくなった。しかし、祖母もまた貧しかったため、仕事を探さなければならなかった。仕事を探していたときに女性の友達に出会い、タイで食品売りの仕事を見つけてあげるという約束を信じてタイへ出掛けたところ、売春宿に売られた。

絵2は嵐(storm)を示しており、売春宿で体験した耐え難い経験を象徴している。

絵3はEさんが売られた売春宿である。Eさんが売春宿で働くことを拒否したところ、 売春宿の主人から血を吐くまで胸を蹴り上げられ、セックスワーカーとして売春宿で働く 以外にないと感じた。Eさんは売春宿に1年間いたが、その間まったく給料は支払われず、 また売春宿の主人が与えるヤバア (yabaa:麻薬の一種)の中毒に罹っていた。E さんは警察が売春宿を手入れした際に救出され、タイの AFESIP に一年間いてマッサージを学んだ。 絵4は E さんの将来の夢を示している。祖母と再び一緒に暮らすことを願っていた。現

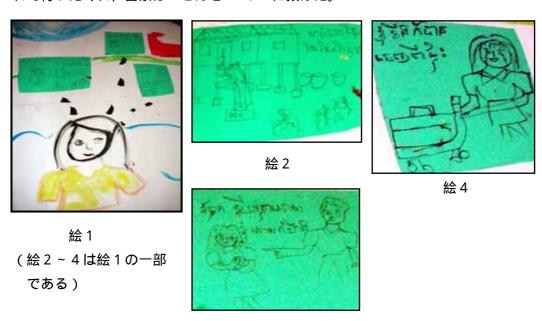
在、祖母の元に戻る用意ができて、帰宅する日を心待ちにしている。家が山頂に描かれているのはEさんがこれまでの困難を乗り越えて勝利と成功を手に入れたことを示しており、 燦燦と輝く太陽は希望と幸福を示している。

女性F



Fさんが描いた絵の全景

Fさんは良い家庭の出身であるが、Fさんのボーイフレンドを父親が嫌ったため、家出したところ、女性の友達に出会い、仕事を見つけることを約束してくれたが、実際には売春宿にFさんを売った。Fさんは顧客の一人に救いを求め、その客はFさんを警察まで連れて行ったくれ、警察はFさんをAFESIPに預けた。



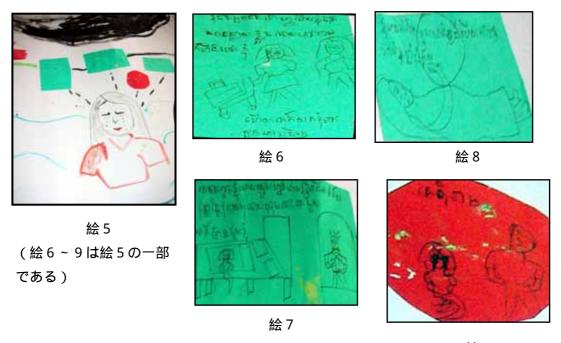
絵3

絵1はFさんが人身売買に遭う前の状況を描いたもの。緑色の囲みは人身売買に至る家庭の状態を描いている。

絵2はFさんが良い家庭で幸せに暮らしている様子。

絵3は、Fさんの父親がこの女性のボーイフレントを気に入らず、そのことでFさんを 叱り非難している様子。

絵4は、泣きながらスーツケースを持った家出することを決意したFさん自身のイメージである。



絵 9

絵5は、Fさんが如何に人身売買に遭ったか、そして売春宿でどのような体験をしたかを描いている。

絵6は、Fさんを売春宿に売った女性との出会いを描いたもの。Fさんは家出した直後、 どこへ行って何をすべきか迷い、たいへん無防備な状態にあったことを示している。

絵7は、Fさんが売春宿で最初の客を迎えたときの絵である。この時、Fさんはまだ性経験がなかった。

絵8は、Fさんが妊娠し泣いている様子である。Fさんは借金を負わされており、ボールはFさんが苦しみと困惑に縛られ、押さえつけられている状態にあることを象徴している。

絵9は、Fさんが売春宿の主人から拷問を受け搾取されている様子である。Fさんは、 自分の痛みを示すために赤い色を使った。



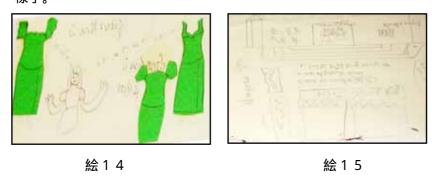
絵10

絵10は曼荼羅である。この絵は、Fさんが人身売買され、セックスワーカーとして働かされた経験を集合的に表している。水中に沈みつつある蓮の花が描かれており、また自分を吊るそうとするFさん自身が描かれている。これは内心の苦しみを終わらせるために自殺しようとするFさんの思いを示している。



絵11(絵12、13は絵11の一部である)

絵 1 1 は、売春宿から救出された後の様子である。表情はより明確で幸せそうである。 絵 1 2 と 1 3 は、 F さんが AFESIP のトム・ディー・センターに初めて連れて来られた時の様子。





絵16

絵14は仕立て屋として成功し、自分のお店を持つというFさんの夢を描いたもの。 絵15は AFESIP のトム・ディー・センターでの生活を描いたもの。多くの友人に囲まれ、 幸せに暮らしている。

絵16は、Fさんの夢と希望、そしてFさんが将来住みたいと思っている場所を象徴している。

女性G

Gさんは多くの兄弟姉妹のいる貧しい家族の出身である。13 歳のとき、Gさんは家事手伝いとしてある家族に売られた。この家族と暮らす間、Gさんは繰り返し、この家族の父親(foster father)からレイプを含む虐待を受けた。



Gさんが描いた絵の全景

Gさんは、この家族から逃げ出すことを決意し、プノノペンで警察に助けを求め、AFESIPに保護された。Gさんは仕立て屋として現在働いている。



絵 1



絵 2

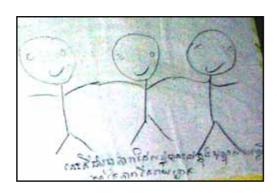
絵1はGさんの家族を象徴している。黒雲と黒い山はGさんが貧しい家庭で育ったときに感じた心配とストレスを表している。

絵2はGさんがレイプされたシーンを描いている。笑顔で左側に立っている人物がGさんをレイプした家族の父親である。床に横たわって泣いているのがGさんである。



絵3

絵3は、働き先の家族に不当に扱われ、虐待された際にGさんが感じた悲しみを象徴している。この家庭で、Gさんは動物のように扱われ、家族と一緒のテーブルで食事をすることは許されず、部屋の片隅で食べ残しを食べさせられていた。左側に描かれている赤い色の人物たちは一緒に食事をする家族で、右下に描かれているのがGさんである。



絵 4

絵4はAFESIPにおいて、友達と一緒にいるGさんを描いたもの。Gさんは安全で友達によって支えられていると感じている。



絵 5

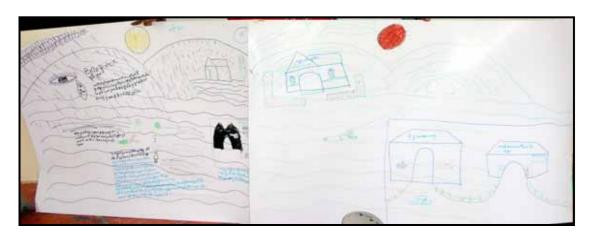
絵5はGさんの夢、希望、そして強さを表している。鳥はGさんにとってたいへん力強いシンボルであり、自由の象徴である。Gさんは「山々(私にとっての障害)は高いが、鳥は山よりも高く飛ぶ。私は私の障害よりも高く飛ぶことができる鳥が好きだ」と語った。太陽は幸せと明るさを象徴している。

女性H

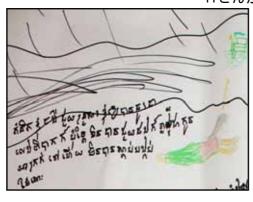
Hさんも貧困によって引き裂かれた家庭の出身である。Hさんは常に家族を助けたい、 母親を負担から解放してあげたいと思ってきた。しかし、Hさんが結婚した男性はアルコール依存症であった。夫はHさんを肉体的に虐待し、Hさんの両親はHさんの結婚を認めなかった。Hさんには3歳の息子がいた。

Hさんは、夫と別れることを決意して逃げ出し、裁縫工場で仕事を得たが、給与はHさんと家族を養うには十分ではなかった。Hさんはカラオケバーで働いている女性に説得されて、カラオケバーで働き始めたが、一緒に働いていた同僚の女性から AFESIP のことを聞き、カラオケバーで働くことに疲れきった (depressed) 時、AFESIP に来る決意をした。

Hさんは裁縫を学んでいるが、依然夫と息子を助けたいと望んでおり、息子のことを恋しく思っており、自分自身の将来に不安をいだいている。



Hさんが描いた絵の全景

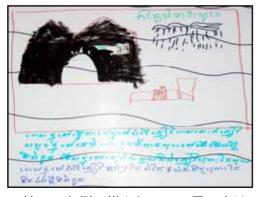




絵 1 絵 2

絵1はHさんが泳いでいる様子を描いている。

絵2はHさんが水の中に沈んでゆく様子を描いたもの。女性の胸には矢が刺さっているが、これはHさんが体験した胸の痛みを象徴している。



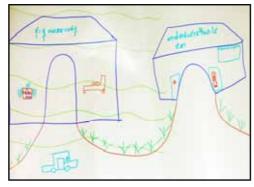
絵3

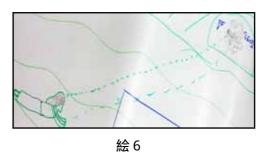
絵3の左側に描かれている黒い店は、Hさんが働いていた売春宿兼カラオケバーである。 店の中の人物は歌を唄っているHさん自身。中央右の赤い絵は、客と寝ることを強要され たHさんの姿を表している。



絵4

絵4はAFESIPでの生活を描いたもの。





絵 5

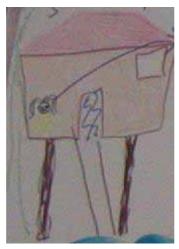
絵5はHさんの将来の夢を表している。Hさんは夫と息子と再会して良い家族を持ち、 自分の裁縫店と自家用車を持つことを夢見ている。

絵6は川で泳ぐこの女性自身を描いたもの。Hさんはもはや溺れてはいない。Hさんは 夫のことをたいへん心配しており、自分が不在の間、義理の母親が病気の夫の面倒を見て くれることを祈っている。

女性I

I さんは 17 歳のときに叔父と結婚することを強要された。また、家庭でも家族から暴力を受けていた。家族から逃げ出したI さんは別の叔父としばらく暮らしていたが、やがてビアホールのウエイトレス(beer girl)として働き始め、やがて騙されてカラオケバーで働くようになった。その頃、AFESIPのことを聞き、最初は AFESIPのクリニックを訪ね、やがてトム・ディー・センターで裁縫を学ぶことを決意した。 I さんは、現在、深刻な病にかかっており、書痙に苦しんでいる。 I さんは自分の健康状態についてたいへん心配しており、家族の状況について悲しく感じている。





絵1





絵3

絵 2

絵2はIさんが溺れていく様子を表している。これは、Iさんが自らの人生で沈んでゆく様子を象徴している。絵3は溺れているIさんの上に2つの山が描かれているが、これはIさんが当時感じていた大きな圧力を表している。



絵 4

絵4はIさんがAFESIPのトム・ディー・センターの外に立って、仕立て屋を開いて家族を 養うためにお金を稼ぐという自分の夢を考えている様子である。 女性J



Jさんが描いた絵の全景

Jさん(18 歳未満)は貧しい家族の出身である。父親から肉体的な虐待を受けていた j さんは、13 歳のときに母親によって売春宿に売られた。売春宿で、Jさんは最初の客に買われるまで、暗い小さな部屋に閉じ込められていた。売春宿の客の一人が同情して、Jさんを救い出し、AFESIPに連れて来てくれた。売春宿に売られた時、Jさんは小さくて、自分の両親がどこに住んでいるのかを覚えておらず、また行くべき場所が分らずにいる。





絵 1 絵 2

絵1は、泣いている目を表している。目の中にはJさんを殴っている父親が描かれている。また、その下に倒れているのは、意識を失ったJさんである。

絵 2 は、左から右へ父親、Jさん、母親を描かれている。母親はJさんを掴まえて売春 宿に売ろうとしている。父親はJさんを売って得たお金を持っている。



絵3絵3はJさんが売られた売春宿の様子である。



絵 4

絵4は、Jさんが閉じ込められていた売春宿の一室を表している。小さく、暗い部屋で、Jさんは最初の客を取るまで外に出ることが許されなかった。



絵 5

絵5は売春宿に売られた」さんの気持ちを表している。」さんは、親によって売られた後、親から見捨てられて、一人ぼっちになってしまったと感じた。



絵 6 絵 6 は AFESIP で裁縫を学ぶJさん自身を描いている。





絵 7

絵8

絵7は仕立て屋を開店しようという」さんの夢を表している。

絵8はJさんが夢に描いた仕立て屋の外に佇む人物で、おそらく本人である。この人物は幸せそうではない。これはJさんのが不安や一人ぼっちであるという怖れを反映している。

女性K



Kさんが描いた絵の全景

Kさんは多くの子どもを抱える極貧の家族の出身である。貧困のために、Kさんは兄 (brother) 夫婦と同居せざるを得なかった。義理の姉(sister-in-law)は、Kさんに麻薬 (drugs)を飲み物に混ぜて飲ませ、Kさんが意識を失っている間に男達にレイプさせた。 Kさんは、いったん、この兄夫婦から逃げ出したが、兄が刑務所に送られたと聞いて、義理の姉を助けるためにこの家族の元に戻った。義理の姉は二度とKさんを傷つけることはしないと約束し、Kさんは6カ月間、義理の姉を助けるために労務者として働いた。しかし、義理の姉は約束を破って、Kさんを売春宿に売った。Kさんは売春宿の主人に対する負債を返すまで、売春宿で働いた。その後、Kさんはある男性を愛するようになり、結婚して、息子を一人生んだが、息子と夫を養うために再びセックスワーカーとして働くよう

になった。やがて、KさんはHIV/AIDSに罹っていることに気が付き、治療のために AFESIP にやって来たのである。Kさんは裁縫を学ぶことを決意し、AFESIP Fair Fashion で働いている。しかし、Kさんは依然、息子と夫から隔離されたままである。





絵 1 絵 2

絵1は、兄夫婦の家の前で泣くKさんを描いている。Kさんは義理の姉の仕打ちに対して苦痛と悲しみを感じている。

絵2は、Kさんが兄夫婦の家から逃げ出す様子を表している。兄夫婦の家は川の向うにあり、Kさんは逃げ出すために川を泳ぎ渡らねばならなかった。Kさんにとって兄夫婦の元から逃げ出すことはたいへん困難なことで、逃げ出したとき、Kさんは一人ぼっちであると感じた。





絵3

絵 4

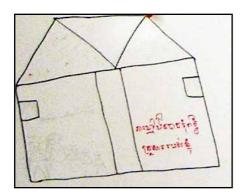
絵3はKさんがAFESIPのトム・ディー・センターにおいて、裁縫を習っている様子である。 Kさんは、友人達に囲まれている。

絵4はKさんがHIV/AIDSに罹っており、そのことを不安に感じている様子と、息子に対する不安を表している。黒い雲は、Kさんの女性の悲しみと不安を表している。 女性L



Lさんが描いた絵の全貌

Lさんは、家庭内暴力のある貧しい家庭の出身である。17 歳の時にいとこによって売春宿に売られた。売春宿で働き出して1カ月後、警察が売春宿の手入れを行ない、Lさんを救出、AFESIPに連れて来た。AFESIPで、Lさんは裁縫を学んでいる。





絵1は、Lさんの家族が住む家を表している。

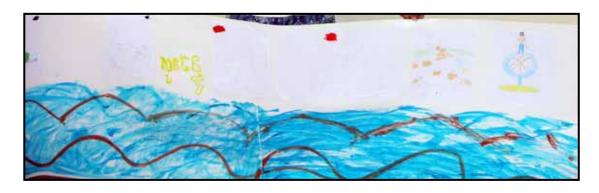
絵 2 は、 L さんが売られた売春宿である。売春宿の上に黒く描かれている山は、親類に売られた L さんの衝撃 (depression)を表している。



女性M

絵3

絵3は、Lさんの夢を表している。Lさんは、暴力と 貧困のない家族を持つことを夢見ている。また、Lさ んは、小さな仕立て業を営みたいと考えている。



Mさんが描いた絵の全景

Mさんも貧困な家庭の出身である。Mさんは、叔父のレストランで仕事を見つけた。このレストランは叔父が経営するポルノ映画の映画館(2階)の下にあった。Mさんはセックスワーカーとしてではなく、レストランのウエイトレスとして働いていたが、ある日、警察が手入れを行ない、Mさんを AFESIP に連れてきた。



絵 1

絵1はMさんの家族を表している。Mさんの家族 は貧しかったが、幸せであった。



絵 2

絵2は叔父がMさんの家庭にやって来て、自分の レストランで働くように両親を説得している様子 を表している。Mさんは家族と別れるのが悲しく て泣いている。



絵3

絵3は叔父の経営するレストランで働いている 時、Mさんが不幸せであると感じている様子を表 している。Mさんは眠っており、逃げ出すことを 考えている。



絵 4

絵4はAFESIPでの経験を表している。自由な鳥を見つめる人物は、Mさんの自由と新しい生活を始めようという希望を表している。また、この人物を取り巻く多くの人々は、現在、Mさんを支えているセンターの友人や職員を表している。



絵 5

絵5は世界の頂点に立つMさん自身のイメージであり、将来成功することが出来るというMさんの夢とイメージを表している。

女性N



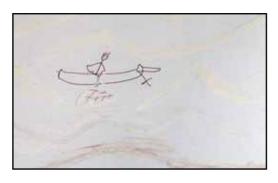
Nさんの描いた絵の全景

Nさんは、貧しい家庭に生まれ、姉の家族と一緒に暮らしていた。Nさんは叔父の経営する帽子屋で帽子を仕立てる仕事をして、家族を支えようと決心したが、給料は本人と姉の家族を支えるには十分ではなかった。Nさんは、そこでビアレストランのウエイトレスとして働くことにしたが、ビアレストランで働いている間に、Nさんの友だちのボーイフレンドであった警察官が、Nさんと友だちの女性二人をAFESIPに連れて行ってくれた。



絵 1

絵1はNさんの家族の様子である。家は空っぽで、Nさんの家庭が貧しいことを表している。



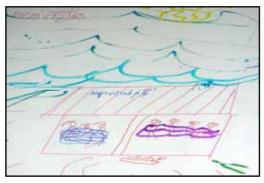
絵 2 は姉の家を出て、叔父の家に向っている様子を表している。



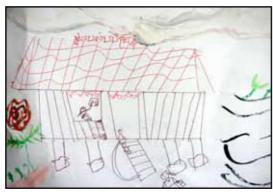
絵3 絵3は帽子職人として叔父の店で働いている様子を表している。



絵 4 絵 4 は N さんがビアレストランでウエイトレス として働いている様子である



絵 5 絵 5 は AFESIP で裁縫を学んでいるNさんの様 子である。



絵 6 は自分の家族を持ち、幸せに暮らしたいと いう、Nさんの夢、望みを描いたもの。

5 - 4 . 本ワークショップに関する考察

今回のリサーチワークショップは主に絵画を用いたアートセラピーを応用したものであった。ファシリテーターを務めてくれたタンさんは、昨年も AFESIP のトム・ディー・センターでアートセラピーワークショップを実施しており、当時の参加者の半数が今回のリサーチワークショップにも参加してくれたため、参加者とファシリターターの間には既に一定のラポートが存在しており、これが今回のリサーチワークショップを成功させた大きな原因となったと考える。

ワークショップの開催場所に関して、家庭内暴力、人身売買によって精神的な傷を負った者が自らの心を開いて、苦しい過去を振り返るには、安全で安心できる物理的および心理的環境が必要であるが、リサーチワークショップがトム・ディー・センターで行なわれたことは、その意味で適切であったと判断できる。

また、ワークショップの冒頭で、タンさんがこのワークショップの成果は 11 月に行なわれるアジア女性会議で発表されること、また来年には報告書となって、日本における人身売買撲滅のための活動に活用されると説明したことは、参加者のモチベーションを高める上でたいへん有効であった。

さらに、参加者の氏名や年齢など本人を特定できるような情報は一切公表しないと最初 に伝えたことも適切であった。

一方、今回のリサーチワークショップに初めて参加する者が半数を占めていたこと、また、絵を描いた後に、一人ひとりとの十分な対話が出来なかったことは、セラピーという 観点からは問題があった。

理想的にはアートセラピーワークショップを 1 ~ 2 週間程度実施した後、最終日にリサーチワークショップを行うというようなプログラムが最も望ましいように思われた。

また、精神的な問題を抱えた人々を対象とするワークショップを実施するうえで、ファシリターテーの力量は決定的に重要である。その意味で、タンさんは理想的なファシリターターであった。

さらに、今回は絵画のみを使ったが、ドラマや身体表現、あるいはカンボジアの伝統芸能である影絵を使うことによって、参加者の精神的な回復により資するワークショップが実施できる可能性もあるように思われた。

全体として振り返った時、絵画という手段を使うことによって、参加者に不必要な精神 的負担をかけることなく単なるインタビュー調査では期待できないほどの情報が一日とい う限られた時間の中で得られたことは、アートを応用したリサーチ手法の有効性を立証す るものと考える。また、本ワークショップの振り返りの際に、タンさんが述べていたよう に、参加者たちがこのワークショップで自分の体験を見つめ直し、それを表現することが 出来たことに誇りを感じていた。このワークショップが参加者の自己肯定感を高める上で 若干なりとも貢献できたことは、アートセラピーを応用したリサーチ手法のもう一つの重要な成果であろう。

【注】

1 アジア開発銀行の人身売買問題に対する取組については、田中そのみ「アジアにおける女性や子どもの人身売買撲滅の取組み アジア開発銀行の取組み事例 」『アジア女性研究』第 15 号(財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2006 年 3 月) 92 97 頁を参照。

- ³ バンコクにおける国際シンポジウムについては、拙稿" Collaboration between civil society and government-Challenge in the Greater Mekong Sub (GMS) Region-", *Journal of Asian Women's Studies*, No.15, Kitakyushu Forum on Asian Women, forthcomingを参照。
- ⁴ "Law enforcement against Sexual Exploitation and Trafficking of Children and Women(LEASETC)activity summary", UNICEF Cambodia, 2006.
- 5 米国務省 2006 年度人身売買報告書 (http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2006/)。

² トゥール・スレン博物館のこと。1975 年 4 月から 1979 年 1 月まで 3 年 8 カ月におよんだポル・ポト政権の下で「粛清」の舞台となったトゥール・スレン刑務所をポル・ポト派の残虐行為を後世に伝える博物館にしたもの。

6.全般的な考察と今後の課題

6-1.全般的な考察

今回、フィリピンとカンボジアで実施した表現アートセラピーを応用したリサーチ・ワークショップの目的は、参加者がそれぞれの苦しい過去を振り返り、乗り越えてゆくことを支援しつつ、そこで語られるライフストーリー(物語)を記録することであった。

そのために、それぞれの参加者が表現した世界をあるがままに尊重するという方針が採られた。

したがって、フィリピンのワークショップでは、母親であるフィリピン人女性がエンターテイナーとして、どのように日本に辿り着き、どのような経験をしたのか、を子ども達一人ひとりに確認するという作業は行っていない。また、カンボジアのワークショップでも、人身売買被害者の精神的ケアを最優先するという原則にしたがって、被害者がどのような環境から、どのような経路を経て売春宿やそれに類する施設に売られ、搾取されたのかという事実を細部にわたって聞き出すというような作業は行なわなかった。

ライフストーリー・インタビューには解釈的客観主義的アプローチと対話的構築主義的アプローチがあると言われている。前者は一人ひとりのライフストーリーが客観的現実の一部を表象していることを前提に多数のライフストーリーを積み重ね、理論的モデルを修正することによって社会的現実に接近し得るという立場である。これに対して、後者は語り手が語るライフストーリーが聞き手との関係において常に新しい「物語」として創出される性質を持っていることに注目し、新たな物語の中に表出する語り手のその時々のかけがえのない主観的体験を尊重する立場である。

このワークショップは、後者の立場に立って企画・実施したものである。したがって、ある人身売買被害者が語った物語が客観的に正しいかどうかという視点からそれぞれのライフストーリーを吟味するのではなく、例えば、カンボジアの人身売買被害者が語る「物語」が、救出された直後と、シェルターで保護されてしばらく経った後で異なっていたとしても、いずれの物語が現実に起きたことなのかという視点から被害者の体験談を吟味するのではなく、逆にそれぞれの時点でなぜ被害者は異なった物語を語ったのかをあくまでも被害者の視点から明らかにすることを目指す「共感的理解」を原則としている。

つまり、今回のワークショップは、「受容(無条件の肯定的配慮)」「共感的理解」「純粋性ないし一致」というパースン・センタード・アプローチ(来談者中心主義)に基づくワークショップが参加者の「ほんもの(authentic)」の語り」を明らかにする上でどの程度有効かを明らかにしようとする試みであった。

その際、「ほんものの語り」は、本人が意識化して言語化した言葉以上に、無意識に生み出したアートの中に滲み出るものであるというアートセラピーの特性を生かすことを考えた。

フィリピンとカンボジアでのリサーチワークショップリサーチの経験から明らかになったと考えられるリサーチ手法としての表現アートの強みは、(1)直接性、(2)無意識性、

(3)ビジュアル性、(4)治癒的効果である。

言語を通じたインタビューでは、そこに必ず通訳という作業が入り、本人の直接的な感情をそのまま伝えることは出来ない。表現アート、特に描画の強みは、本人の文化的背景を含む自己表現がそのままの形で伝達し得るという点である。

また、表現アートは、本人が言語化できない感覚を表現する手段としても優れている。 明確な感情に分類できない、漠然とした感覚を表現する手段としてアートは言語よりも優れていると言えるであろう。

さらに、リサーチの報告形式として、表現アートは言語表現よりも分り易いという長所がある。心理学にはイメージ価という尺度がある。イメージ価とは、外界からの刺激が人に図形イメージを喚起させる能力であり、符号、文字、音、画像(静止画) 映像(動画+音声)の順に高いイメージ価を持つと考えられる²。表現アート、特に描画や映像は高いイメージ価を持ち、人身売買被害者の体験を伝達するためにはたいへん有効な手段であると言えるであろう。例えば、カンボジアのワークショップにおける C さんの絵 3 (35 頁) G さんの絵 2 (42 頁) H さんの絵 2 (44 頁) は、それぞれの女性が人身売買の被害をどのようものと感じているか、を明瞭に伝えているが、この絵と同様なイメージ価を持つ言語によるレポートを作成することはかなり難しい作業であろうと思う。

また、アートの言語とされるシンボルやイメージは言語表現では到達することが出来ない無意識の世界の言語であり、心理的に安全で分析や批判をされない環境で表現アートセラピーを用いることによって、言葉だけでは到達できにくい自己の内面の豊かさや、創造性、生命力に触れ、精神的回復や癒しを得ることができるのは、表現アートセラピーを応用したリサーチ手法の大きな利点である。

一方、アートを用いたリサーチであっても、言語によるインタビュー調査と同様にそれまで被害者が封印していたネガティブな記憶や感情を不用意に解放してしまう危険性を蔵していることに留意すべきである。さらに、アート的表現に比べて言語表現の持つ長所も充分に認識する必要がある。

また、精神的癒しや回復は、ワークショップや個人面談という閉ざされた空間で完結するものではなく、被害者を支えるサポート体制、被害者の生活空間など、被害者が置かれた環境に大きく左右されることに留意する。したがって、表現アートセラピーを応用したリサーチ手法も、被験者の環境を考慮して設計、実施されなければならない。

最後に、アートによる表現は一定の法則性を持つとは言え、多様な解釈が可能であるから、客観的事実の確定を目的とするような調査には向かないのではないかと思われる。但し、法医学的診断のために描画が使用されることもあるから、この点については更なる解明が必要である。

6-2.今後の課題

今後の課題としては、(1)表現アートセラピーを応用したリサーチ手法と従来の言語を通じたインタビュー調査の長所と短所を明らかにする比較調査、(2)GTA(グラウンデッ

ド・セオリー・アプローチ)に表現アートセラピーを応用したリサー手法を通じて収集したデータを利用する方法を明らかにすること、(3)それぞれの国や地域が持つ伝統芸能を応用したリサーチワークショップの可能性を探求すること、(4)多様な表現アートを連続的に用いるリサーチと単一のアートを用いるリサーチの長所と短所を明らかにすること、(5)警察、入国管理局等による人身売買被害者に対する聞き取り調査への活用、が挙げられる。

6 - 2 - 1 . 表現アートセラピーを応用したリサーチと言語による言語によるインタビュー調査の比較研究

1 3.で述べたように、2006年2月、前年12月にマニラで実施したリサーチワークショップに参加した子どもの母親で最も人身売買に近い経験を持つと判断された元エンターテイナーの女性を対象に、本人と所属団体(DAWN)の合意の下に私が同事務所でインタビュー調査を行なった。

しかし、このインタビュー調査で得られた情報は、この女性が既に作成していたレポートの内容を越えるものではなく、一方で本人および所属団体の関係者には大きな心理的負担をかけることとなった。

実際に通訳にあたったフィリピン人女性スタッフは、インタビュー終了後に「あなたのインタビュー中に、(インタビューを受けた)女性が泣き出すのではないかと感じた」と語り、さらに「このインタビューは何のために行なったのか。あなたの研究のためか。」と私にやや憤然とした調子で質問した。

これは、劇団「あけのぼ」の来日公演の際のお手伝いなどを通じて私とこのフィリピン 人女性スタッフとの間に成立していた(と少なくとも私は感じていた)信頼関係を揺るが す何かを私のインタビューという行為が、このスタッフに与えたということである。

また、私が参加した心理療法の一つであるプレイバックシアタのワークショップで、ファシリテーターの方が「言葉にまだならないことを無理やり言葉にすることはない。(無理やり)言語化すると、心を痛めることがある」と注意されたことがあったが、同じようなことが人身売買被害者など、自分のトラウマにまだ直接向き合う準備が出来ていない被害者にも当てはまるのではないかと思われた。

もちろん、言語によるインタビューを通じて語り手に精神的な回復や気付き、満足を得るケースも現実に存在し、また、アートセラピーを応用した聞き取りであっても、本人が 抑圧していたネガティブな記憶、感情を不用意に解き放すことによって、深刻なフラッシュバックを引き起こすことがあることも事実である。

したがって、言語によるインタビュー調査だけが搾取的、暴力的要素を含んでいると結論することは出来ないが、表現アートセラピーを応用したリサーチと言語によるリサーチが異なったインパクトを被験者に与えることは間違いがないように思われる。

この点について、感性工学の研究に取り組まれている東京工業大学の萩原一郎教授および北岡哲子研究員に相談したところ、MRI(核磁気共鳴画像法)を用いて、言語によるイ

ンタビューを実施した際と、表現アートセラピーを応用したリサーチを実施した際の被験者が主に使用する脳の部位、血流量など測定することによって、どのような負担が被験者にかかるのかを明らかにすることが出来るのではないかとの示唆をいただいた。

表現アートセラピーの性質を科学的に解明する上で、このような実験は試してみる価値があるのではないかと思う。

6-2-2.GTA (グラウンデッド・セオリー・アプローチ) への応用可能性

GTA(グラウンデッド・セオリー・アプローチ)は質的調査法の一つであり、対象とするデータは当然、質的形態のデータである。したがって、データの形態は非数量的、非言語的である。また、その収集方法は面接と観察(フィールドワーク)が主となる。その際、質的研究が用いるデータは単に質的形態のデータであるというだけでなく、ディテールの豊富な、詳細なデータであることが必要である3。

表現アートセラピーを応用したリサーチワークショップで収集されるデータは絵画や映像の形態をとる。したがって、論理的には GTA による分析が可能であるはずである。GTA は、テーマと対象に関して限定された範囲での説明力を持つ点が質的研究方法としての強みであるとされているが、表現アートセラピーを応用したリサーチによって収集されたデータによって、特定の対象 (人身売買被害者など)に対する対処方法を理論化することも可能であるかも知れない。

この点についても、今後の解明が必要であろう。

6 - 2 - 3 . 伝統芸能を利用した表現アートセラピーを応用したリサーチワークショップ の可能性を探求すること

今回のリサーチでは、フィリピンのワークショップではショートドラマと絵画、カンボジアのワークショップでは絵画を主に使用した。

ナタリー・ロジャーズは、表現アートセラピーに関連して「クリエイティブ・コネクション」という概念を提起している。「クリエイティブ・コネクション」とは、多様なアートを連続的に使用することによって生じる相互高揚作用のことである。

ナタリーによれば、人はからだを動かすことによって深い感情が湧き、それを色や線、 形で表し、さらにムーブメントやアートによる表現行為のあとに文章を書くと、自由な発 想が刺激されて、詩が生れることがあると言う。

この「クリエイティブ・コネクション」を活用するためには、多様なアートセラピーを 用いたリサーチワークショップをデザインする必要がある。

その際、例えばカンボジアであれば影絵、日本であれば神楽などを利用すれば、個人の 意識の深層にある民族的な基層意識までアクセスすることが可能になるかも知れない。

表現アートセラピーの核心は、人は感情に深く没入することによって、より深い自己理解と自己肯定感が得られるという考え方である。

したがって、それぞれの地域の伝統芸能を活用することは、人々がより容易に心の中に 入ることを促進するかも知れない。

6 - 2 - 4 . 人身売買被害者ないし被疑者に対する警察や入国管理局による事情聴取への 活用

主観主義的な調査と客観主義的な調査とは互いに対立するものではない。一見客観的な体裁をとった警察調書も、実は「支配する側の物語」が「支配される側の物語」を抹殺、消去した結果成立した「物語」である可能性を常に有している4。

したがって、「安心して、自信をもって、自由に」自らの体験を表現することが可能な表現アートセラピーを応用したリサーチ手法は、警察や入国管理局による事情聴取において、活用される価値を有していると思われる。

もちろん、人身売買被害者と認定された者に対する心理的なケアの手段としても表現アートセラピーを有効であり、その上で例えば加害者処罰を目的とする訴訟のために被害者からの証言を得る際にも従来の言語によるインタビューにアートセラピーを応用したリサーチを併用すれば、従来の手法では得ることが出来なかった事実を明らかにすることが可能となるかも知れない。

例えば、5 歳未満の児童が被害者となった児童虐待のケースでは絵画による描画試験が法 医学的診断のために使われており、アートを裁判等の際の事実確認の手段として活用する ことは実際的な可能性を持っているように思われる5。

【注】

^{1 「}ほんもの」の語りの意味については、本報告書3-2.を参照。

² 久保正敏『マルチメディア時代の起点 イメージからみるメディア』NHKブックス(日本放送出版協会、1996年)、63 65 頁。

³ 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 質的研究への誘い』(弘文堂、2006年)、64 65頁。

⁴ 大越愛子「「歴史主体論争」を超える ジェンダー化した思想戦」安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編『戦争責任と「われわれ」』 「「歴史主体」論争」をめぐって』ナカニシヤ出版、1999年)

⁵ 河野朗久大阪府監察医による講演。連続教育講座第 10 回「法医学から見た児童虐待」記録 2006 年 1 月 14 日。http://www.geocities.jp/kodomo_mura2004/060114_kiroku.html。

【参考資料】

< 邦語資料 >

荒牧重人編『アジアの子どもと日本』(明石書店、2001年)

ILO 駐日事務所 (2004 年 12 月) 『日本における性的搾取を目的とした人身取引 (" Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan"第 1 章 ~ 第 3 章抄訳)』

IMADR-JC マイノリティ女性に対する複合差別プロジェクトチーム(2003年)『マイノリティ女性の視点を政策に!社会に!』反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC、2003年) 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、2003年)

大越愛子「「歴史主体論争」を超える ジェンダー化した思想戦」安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編『戦争責任と「われわれ」。 「「歴史主体」論争」をめぐって』(ナカニシヤ出版、1999年)

外務省『児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム (2003 年 2 月 20 日、21 日開催)報告書』(外務省、2004 年)

鹿島徹「物語り論的歴史理解の可能性のために」『思想』No.954、2003 年第 10 号 (2003 年 10 月)

河合栄治郎『マルキシズムとは何か』(社会思想社、1973年)

木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 質的研究への誘い』(弘文堂、 2006年)

京都 YWCA・APT 編『人身売買と受入大国ニッポン』(明石書店、2001年)

久保正敏『マルチメディア時代の起点 イメージからみるメディア』NHK ブックス(日本放送出版協会、1996年)

国際子ども権利センター『日比国際児の人権と日本』(明石書店、1998年)

財団法人アジア・太平洋人権情報センター[ヒューライツ大阪]『アジア・太平洋人権レビュー2006』(現代人文社、2006年)

人身売買禁止ネットワーク(JNATIP) お茶ノ水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」『「日本における人身売買の被害に関する調査研究」報告書』 (2005年3月31日)

高畑幸「在日フィリピン人」国立民俗学博物館『多みんぞくニホン 在日外国人のくらし 』(財団法人千里文化財団、2004年)

田中そのみ「アジアにおける女性や子どもの人身売買撲滅の取組み アジア開発銀行の取組み事例 」『アジア女性研究』第15号(財団法人アジア女性交流・研究フォーラム、2006年3月)

DAWN『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実』(明石書店、2005年)

ナタリー・ロジャーズ、小野京子訳『表現アートセラピー 創造性に開かれるプロセス』(誠信書房、2002年)

人間の安全保障委員会『安全保「障の今日的課題』(朝日新聞社、2003年)

樋口陽一『比較憲法(全訂第三版)』(青林書院、2000年)

藤本伸樹「フィリピンの人身売買に対する政府と NGO の取組み」『アジア・太平洋人権レビュー2006』(現代人文社、2006年)

松井やより編『日本のお父さんに会いたい』(岩波ブックレット No.446、1998年)

武者小路公秀『人間安全保障論序説』(国際書院、2004年)

森田明彦「子どもの人身売買とユニセフの取り組み」『社会福祉研究』第 86 号(財団法人 鉄道弘済会社会福祉部、2002 年)

森田明彦『人権をひらく チャールズ・テイラーとの対話』(藤原書店、2005年)

森田明彦「現代日本のアポリア チャールズ・テイラーの『ヘーゲル』を読む」『社学研論集』第6号(早稲田大学社会科学研究科、2005年9月)

リチャード・ローティ、ジョン・ロールズ他、中島吉弘・松田まゆみ訳「人権、理性、感情」 『人権について (みすず書房、1998年) リン・リーン・キム編著、津田守・さくまゆみこ他訳『セックス産業』(日本労働研究機構、 1999年)

ルードルフ・フォン・イェーリング、村上淳一訳『権利のための闘争』(岩波文庫、1998 年第 29 刷)

吉田容子監修、JNATP 編『人身売買をなくすために』(明石書店、2004年) <英文資料>

Carmelita G.Nuqui and Jannis T.Montanez eds.," MOVING ON", DAWN, 2004.

Charles Taylor, Hegel, Cambridge University Press, 1964.

C.Taylor, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, 1989.

C.Taylor, *Ethics of Authenticity*, Harvard University Press,1991 (田中智彦訳 『 ほんもの という倫理 - 近代とその不安』産業図書、2004年).

DAWN, Moving on :Stories of DAWN women survivors ,2004

International Labor Office(ILO) (2002), Child trafficking and action to eliminate it.

Jannis T.Montanez(writer), Paulynn P.Socam and Carmelita G.Nuqui eds., "Pains and Gains", DAWN, 2003.

MORITA, Akihiko, "Collaboration between civil society and government-Challenge in the Greater Mekong Sub (GMS) Region-", *Journal of Asian Women's Studies*, No.15, Kitakyushu Forum on Asian Women, 2007